



発行 新潟県

第24号

令和4年3月29日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

規 則

- 7 地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則(人事課)
- 8 知事が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則(法務文書課)
- 9 新潟県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則(管財課)
- 10 新潟県消防法施行細則の一部を改正する規則(消防課)
- 11 新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(地域医療政策課)
- 12 新潟県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則(感染症対策・薬務課)
- 13 新潟県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則(子ども家庭課)
- 14 新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則の一部を改正する規則(創業・イノベーション推進課)
- 15 新潟県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(経営普及課)
- 16 新潟県養鶏振興法施行細則の一部を改正する規則(畜産課)
- 17 新潟県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(都市政策課)
- 18 新潟県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則(下水道課)
- 19 新潟県政記念館規則(文化行政課)
- 20 新潟県文化財保護条例施行規則(文化行政課)
- 21 新潟県立近代美術館規則(文化行政課)
- 22 新潟県埋蔵文化財センター規則(文化行政課)

訓 令

- 2 新潟県職員健康管理規程の一部改正(人事課)
- 3 新潟県道路監理員規程の一部改正(道路管理課)
- 4 新潟県流域下水道事業財務規則による帳票その他の書類の様式指定の一部改正(下水道課)

告 示

- 341 特定非営利活動法人に係る縦覧及び閲覧又は謄写の用に供する場所に係る告示の廃止(県民生活課)
- 342 指定希少野生動植物の指定(環境企画課)
- 343 第13次鳥獣保護管理事業計画の縦覧(環境企画課)
- 344 第二種特定鳥獣管理計画の縦覧(環境企画課)
- 345 指定管理者の指定(福祉保健総務課)
- 346 国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令及び新潟県国民健康保険法施行条例に規定する知事が定める数(国保・福祉指導課)
- 347 新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例別表中の当該試験、検査等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額(創業・イノベーション推進課)
- 348 新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則別表中の当該機械器具に要する費用の額等を考慮して別に定める額(創業・イノベーション推進課)
- 349 農業振興地域の区域変更(地域農政推進課)
- 350 農用地利用配分計画の認可(地域農政推進課)
- 351 くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量(水産課)
- 352 保安林の指定予定(治山課)
- 353 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 354 換地処分(農地整備課)

- 355 県営土地改良事業の工事完了（農村環境課）
- 356 新潟県土地利用計画の変更（用地・土地利用課）
- 357 河川の浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の指定（河川管理課）
- 358 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 359 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 360 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 361 都市計画事業の施行（都市整備課）
- 362 都市計画事業の施行（都市整備課）
- 363 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 364 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 365 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 366 都市計画の図書の写しの縦覧（下水道課）
- 367 新潟県指定金融機関等事務取扱規程の一部改正（出納局管理課）

病院局管理規程

- 4 新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程（病院局業務課）
- 5 新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）
- 6 新潟県病院事業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）

企業局訓令

- 3 新潟県企業局企業職員の安全衛生管理組織等を定める規程の一部改正（企業局総務課）

人事委員会規則

- 2-117 新潟県人事委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1870 住居手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1871 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1872 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1873 市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

人事委員会訓令

- 1 新潟県人事委員会事務局事務決裁規程の一部改正（人事委員会事務局総務課）

監査委員訓令

- 3 新潟県監査委員事務局組織規程の一部改正（監査委員事務局）
- 4 新潟県監査委員事務局事務決裁規程の一部改正（監査委員事務局）

監査委員告示

- 1 新潟県監査委員が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部改正（監査委員事務局）

佐渡海区漁業調整委員会指示

- 1 かご漁業の制限（佐渡海区漁業調整委員会）
- 2 まき餌釣りの制限（佐渡海区漁業調整委員会）

内水面漁場管理委員会指示

- 1 コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限（内水面漁場管理委員会）
- 2 外来魚の再放流禁止（内水面漁場管理委員会）

内水面漁場管理委員会公告

- コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限による持出禁止水域の指定（内水面漁場管理委員会）

収用委員会告示

- 1 新潟県収用委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部改正（収用委員会）

地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第7号

地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業管理者の給料に関する規則（昭和41年新潟県規則第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）第2条の規定に基づき、地方公営企業管理者の給料月額を次のとおり定める。 (1) 新潟県企業管理者 <u>64万5,000円</u> (2) 新潟県病院事業管理者 <u>83万5,000円</u>	特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）第2条の規定に基づき、地方公営企業管理者の給料月額を次のとおり定める。 (1) 新潟県企業管理者 <u>65万5,000円</u> (2) 新潟県病院事業管理者 <u>72万5,000円</u>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

知事が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第8号

知事が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

知事が保有する行政文書の公開等に関する規則（平成14年新潟県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）を加える。

改正後	改正前
（電磁的記録の公開の方法） 第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。 (1) (略) (2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を知事が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付 2 (略) 3 <u>第1項第2号の規定にかかわらず、新潟県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年新潟県条例第83号）第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して公開請求があった場合であって、知事がその保有するプログラムにより公開を実施することができるときは、当該電磁的記録を当該電子情報処理組織を使用して公開を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに複写させる方法により公開を行うことができる。</u>	（電磁的記録の公開の方法） 第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。 (1) (略) (2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を知事が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付 2 (略)

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

新潟県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第9号

新潟県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則

新潟県公有財産事務取扱規則（昭和48年新潟県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(財産台帳登録価格)</p> <p>第20条 財産台帳に登録すべき価格は、土地、立木竹、建物、工作物、船舶、<u>航空機及び有価証券</u>については別に定めるところにより算出された価格、出資による権利については出資金額とする。</p> <p>2 財産台帳に登録された価格は、<u>3年(有価証券及び出資による権利にあつては、1年)ごとにその年の3月31日の現況において、別に定めるところにより評価替えをしなければならない。</u>ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>第1号様式 (略) 有価証券出納通知書 (略) 注：1～3 (略)</p> <p><u>4 株券の場合は、「円」を「株」とし、額面金額に代えて券面ごとの株数を記入すること。</u></p>	<p>(財産台帳登録価格)</p> <p>第20条 財産台帳に登録すべき価格は、土地、立木竹、建物、工作物、船舶及び航空機については別に定めるところにより算出された価格、<u>有価証券については額面金額</u>、出資による権利については出資金額とする。</p> <p>2 財産台帳に登録された価格<u>(有価証券及び出資による権利を除く。)</u>は、3年ごとにその年の3月31日の現況において評価替えをしなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>第1号様式 (略) 有価証券出納通知書 (略) 注：1～3 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県消防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第10号

新潟県消防法施行細則の一部を改正する規則

新潟県消防法施行細則（昭和41年新潟県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(立入検査証票)</p> <p>第5条 法第16条の5第3項において準用する法第4条第2項に規定する証票の様式は、<u>経済産業省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年経済産業省令第77号）別記様式</u>のとおりとする。</p>	<p>(立入検査証票)</p> <p>第5条 法第16条の5第3項において準用する法第4条第4項に規定する証票の様式は、<u>別記第5号様式</u>のとおりとする。</p> <p>第5号様式（第5条関係） 消防法第16条 の5による 立入検査証 (略)</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第11号

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成24年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第2条関係）</p> <p>1～8 （略）</p> <p>9 健康診断料</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 特殊健康診断料</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 妊婦検診料及び産後検診料 1人につき <u>5,000円</u></p> <p style="padding-left: 20px;">イ （略）</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 先天性代謝異常検査料 1人につき <u>3,500円</u></p> <p style="padding-left: 20px;">エ 希少性疾患スクリーニング検査料 1人につき <u>9,000円</u></p> <p style="padding-left: 20px;">オ （略）</p> <p>(4) 短期人間ドック料</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 通院1日コース 1人につき 44,000円 ただし、通院1日コースにおける検査、診断等に併せてHCV抗体検査を行った場合は<u>1,160円</u>を、脳オプション検査を行った場合は41,800円を、がんオプション検査を行った場合は17,600円を、その他医学的知見に基づき、必要な検査、診断等を行った場合は当該検査、診断等について点数表により算定した額に1.1を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)を加算する。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ （略）</p> <p>10 予防接種料 1件につき <u>240円</u>に、使用薬剤の購入価格に1.1を乗じて得た額を加えた額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額） ただし、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種の場合は、病院長は2割（新</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>1～8 （略）</p> <p>9 健康診断料</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 特殊健康診断料</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 妊婦検診料及び産後検診料 1人につき <u>5,500円</u></p> <p style="padding-left: 20px;">イ （略）</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 先天性代謝異常検査料 1人につき <u>3,850円</u></p> <p style="padding-left: 20px;">エ 希少性疾患スクリーニング検査料 1人につき <u>9,900円</u></p> <p style="padding-left: 20px;">オ （略）</p> <p>(4) 短期人間ドック料</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 通院1日コース 1人につき 44,000円 ただし、通院1日コースにおける検査、診断等に併せてHCV抗体検査を行った場合は<u>1,190円</u>を、脳オプション検査を行った場合は41,800円を、がんオプション検査を行った場合は17,600円を、その他医学的知見に基づき、必要な検査、診断等を行った場合は当該検査、診断等について点数表により算定した額に1.1を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)を加算する。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ （略）</p> <p>10 予防接種料 1件につき <u>220円</u>に、使用薬剤の購入価格に1.1を乗じて得た額を加えた額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額） ただし、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種の場合は、病院長は2割（新</p>

潟県の広域的個別予防接種として別に定める料金が2割を超える場合は、当該料金を限度として料金を増減することができる。

11～16 (略)

17 体外受精料

- (1) 採卵 1件につき 67,490円
 (2) 採卵及び培養 1件につき 98,530円
 (3) 採卵から胚移植まで 1件につき 122,640円

18～22 (略)

23 歯科料金

- (1) (略)
 (2) 欠損補綴
 ア (略)
 イ 暫間義歯及び新製作義歯(人工歯を含む。)
 (ア) 少数歯(1歯から8歯まで) 10,130円
 (イ) 多数歯(9歯から14歯まで) 19,260円
 (ウ) 総義歯 30,660円
 (エ)・(オ) (略)
 ウ～ス (略)
 セ 義歯の修理及び増歯
 (ア) 少数歯(1歯から8歯まで) 5,050円
 (イ) 多数歯(9歯から14歯まで) 7,140円
 (ウ) 総義歯 8,800円
 (エ) (略)

ソ・タ (略)

(3) 矯正

- ア～コ (略)
 サ 萌出困難歯の開窓術
 (ア) (略)
 (イ) 骨削を要しない場合 6,930円

シ (略)

(4)～(16) (略)

(17) インプラント料金

- ア～ム (略)
 メ メンテナンス料 1回につき 6,390円
 モ～ラ (略)

潟県の広域的個別予防接種として別に定める料金が2割を超える場合は、当該料金を限度として料金を増減することができる。

11～16 (略)

17 体外受精料

- (1) 採卵 1件につき 67,470円
 (2) 採卵及び培養 1件につき 99,370円
 (3) 採卵から胚移植まで 1件につき 123,480円

18～22 (略)

23 歯科料金

- (1) (略)
 (2) 欠損補綴
 ア (略)
 イ 暫間義歯及び新製作義歯(人工歯を含む。)
 (ア) 少数歯(1歯から8歯まで) 10,040円
 (イ) 多数歯(9歯から14歯まで) 19,140円
 (ウ) 総義歯 30,530円
 (エ)・(オ) (略)
 ウ～ス (略)
 セ 義歯の修理及び増歯
 (ア) 少数歯(1歯から8歯まで) 4,960円
 (イ) 多数歯(9歯から14歯まで) 7,050円
 (ウ) 総義歯 8,710円
 (エ) (略)

ソ・タ (略)

(3) 矯正

- ア～コ (略)
 サ 萌出困難歯の開窓術
 (ア) (略)
 (イ) 骨削を要しない場合 6,160円

シ (略)

(4)～(16) (略)

(17) インプラント料金

- ア～ム (略)
 メ メンテナンス料 1回につき 6,470円
 モ～ラ (略)

(18) 麻酔
 ア 静脈内鎮静法
 (ア) 実施時間が2時間までの場合 11,620円
 (イ) 実施時間が2時間を超える場合 11,620円に2時間を超える30分までごとに5,780円を加算した額
 イ・ウ (略)
 (19)・(20) (略)
 (21) 歯牙移植関連
 ア (略)
 イ 歯牙移植手術根治(初回及び最終)
 (ア)～(ウ) (略)
 ウ 歯牙移植手術後の根治(2回目以降(最終を除く。)) 1回につき 3,060円
 (22) (略)
 24 (略)
 25 丸山ワクチン注射料 1回につき 240円
 26～38 (略)
 39 ペプシノゲン検査料 4,630円
 40 (略)

備考 次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療その他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、同表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
9の項第3号	3,300円	3,000円
	(略)	
(略)		

(18) 麻酔
 ア 静脈内鎮静法
 (ア) 実施時間が2時間までの場合 11,560円
 (イ) 実施時間が2時間を超える場合 11,560円に2時間を超える30分までごとに5,780円を加算した額
 イ・ウ (略)
 (19)・(20) (略)
 (21) 歯牙移植関連
 ア (略)
 イ 歯牙移植手術根治(初回)
 (ア)～(ウ) (略)
 ウ 歯牙移植手術後の根治(2回目以降) 1回につき 3,060円
 (22) (略)
 24 (略)
 25 丸山ワクチン注射料 1回につき 220円
 26～38 (略)
 39 ペプシノゲン検査料 4,610円
 40 (略)

備考 次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療その他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、同表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
9の項第3号	5,500円	5,000円
	3,300円	3,000円
	3,850円	3,500円
	9,900円	9,000円
	(略)	
(略)		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後における使用に係る料金について適用し、同日前における

使用に係る料金については、なお従前の例による。

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角英世

新潟県規則第12号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則（平成27年新潟県規則第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(知事監視基準該当製品の販売等の手続)</p> <p>第4条 知事監視店販売者は、条例第14条第2項の規定により知事監視基準該当製品を購入し、又は譲り受けようとする者の氏名（法人にあっては、名称。以下同じ。）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地。以下同じ。）並びにその者が個人である場合にあっては年齢を確認しようとする場合においては、次に掲げる書類の提示を受けなければならない。</p> <p>(1) 個人にあっては、購入し、又は譲り受けようとする者の旅券、運転免許証、健康保険の被保険者証、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード</u>その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって氏名及び住所を確認するに足りる書類並びに年齢を確認するに足りる書類</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(知事監視基準該当製品の販売等の手続)</p> <p>第4条 知事監視店販売者は、条例第14条第2項の規定により知事監視基準該当製品を購入し、又は譲り受けようとする者の氏名（法人にあっては、名称。以下同じ。）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地。以下同じ。）並びにその者が個人である場合にあっては年齢を確認しようとする場合においては、次に掲げる書類の提示を受けなければならない。</p> <p>(1) 個人にあっては、購入し、又は譲り受けようとする者の旅券、運転免許証、健康保険の被保険者証、<u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード</u>その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって氏名及び住所を確認するに足りる書類並びに年齢を確認するに足りる書類</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第13号

新潟県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

新潟県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和46年新潟県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前												
<p style="text-align: center;">（貸付けの申請）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項の申請者が<u>未成年者</u>であるときは、前項に規定する書類に法定代理人の同意書（別記第9号様式）を添付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（借用書の提出）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第1項及び第4項の借用書には、本人（連帯保証人を立てる場合にあつては、本人及び連帯保証人）の印鑑証明書を添付しなければならない。ただし、第2条第1項の申請者が<u>未成年者</u>であるときは、連帯保証人の印鑑証明書のほかに法定代理人の同意書（別記第16号様式）を添付しなければならない。</p> <p>別記</p> <p>第1号様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">（略）</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">連帯保証人</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <p>（略）</p> <p>第17号様式（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">母子・父子・寡婦福祉資金増額貸付申請書</p> <p>（略）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">（略）</td><td style="text-align: center;">資 金</td></tr> </table> <p>（略）</p>	母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書	（略）	連帯保証人	（略）	資 金	<p style="text-align: center;">（貸付けの申請）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項の申請者が<u>児童</u>であるときは、前項に規定する書類に法定代理人の同意書（別記第9号様式）を添付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（借用書の提出）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第1項及び第4項の借用書には、本人（連帯保証人を立てる場合にあつては、本人及び連帯保証人）の印鑑証明書を添付しなければならない。ただし、第2条第1項の申請者が<u>児童</u>であるときは、連帯保証人の印鑑証明書のほかに法定代理人の同意書（別記第16号様式）を添付しなければならない。</p> <p>別記</p> <p>第1号様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">（略）</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">保証人</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <p>（略）</p> <p>第17号様式（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">母子・父子・寡婦福祉資金増額貸付申請書</p> <p>（略）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">（略）</td><td style="text-align: center;">資 金</td><td style="text-align: center;">借受年月日</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr> </table> <p>（略）</p>	母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書	（略）	保証人	（略）	資 金	借受年月日	年 月 日
母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書													
（略）													
連帯保証人													
（略）	資 金												
母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書													
（略）													
保証人													
（略）	資 金	借受年月日	年 月 日										

第17号様式の2 (第6条の2関係)

母子・父子・寡婦福祉資金据置期間延長申請書
(略)

(略)	資金
-----	----

第18号様式 (第7条関係)

母子・父子・寡婦福祉資金貸付辞退(減額)申出書
(略)

(略)	資金
-----	----

第19号様式 (第8条関係)

母子・父子・寡婦福祉資金償還免除申請書
(略)

(略)	借受金額	金	円
(略)			

(略)

第20号様式 (第8条関係)

母子・父子・寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書
(略)

(略)	償還方法	賦	年間
(略)			

(略)

第21号様式 (第8条関係)

母子・父子・寡婦福祉資金繰上償還申出書
(略)

(略)	資金
-----	----

第22号様式 (第8条関係)

母子・父子・寡婦福祉資金償還方法等変更承認申請書
(略)

(略)	資金
-----	----

第23号様式 (第9条関係)

休学届

(略)

(略)	
-----	--

第17号様式の2 (第6条の2関係)

母子・父子・寡婦福祉資金据置期間延長申請書
(略)

(略)	資金	借受年月日	年月日
-----	----	-------	-----

第18号様式 (第7条関係)

母子・父子・寡婦福祉資金貸付辞退(減額)申出書
(略)

(略)	資金	借受年月日	年月日
-----	----	-------	-----

第19号様式 (第8条関係)

母子・父子・寡婦福祉資金償還免除申請書
(略)

(略)	借受金額	金	円
借受年月日	年	月	日
(略)			

(略)

第20号様式 (第8条関係)

母子・父子・寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書
(略)

(略)	借受年月日	年月日	償還方法	賦	年間
(略)					

(略)

第21号様式 (第8条関係)

母子・父子・寡婦福祉資金繰上償還申出書
(略)

(略)	資金	借受年月日	年月日
-----	----	-------	-----

第22号様式 (第8条関係)

母子・父子・寡婦福祉資金償還方法等変更承認申請書
(略)

(略)	資金	借受年月日	年月日
-----	----	-------	-----

第23号様式 (第9条関係)

休学届

(略)

(略)	借受年月日	年月日
-----	-------	-----

(略)

第24号様式 (第9条関係)

復学届

(略)

(略)	
-----	--

(略)

第25号様式 (第10条関係)

母子・父子・寡婦福祉資金貸付停止理由発生届

(略)

(略)	
-----	--

(略)

第27号様式 (第11条関係)

死亡届

(略)

(略)	
-----	--

第28号様式 (第11条関係)

氏名(住所)変更届

(略)

(略)	
-----	--

第29号様式 (第11条関係)

所在不明届

(略)

(略)	
-----	--

第30号様式 (第11条関係)

連帯保証人変更承認申請書

(略)

(略)	福祉資金 資金)
-----	-------------

新
連
帯

(略)

第24号様式 (第9条関係)

復学届

(略)

(略)	借受年月日	年月日
-----	-------	-----

(略)

第25号様式 (第10条関係)

母子・父子・寡婦福祉資金貸付停止理由発生届

(略)

(略)	借受年月日	年月日
-----	-------	-----

(略)

第27号様式 (第11条関係)

死亡届

(略)

(略)	借受年月日	年月日
-----	-------	-----

第28号様式 (第11条関係)

氏名(住所)変更届

(略)

(略)	借受年月日	年月日
-----	-------	-----

第29号様式 (第11条関係)

所在不明届

(略)

(略)	借受年月日	年月日
-----	-------	-----

第30号様式 (第11条関係)

連帯保証人変更承認申請書

(略)

(略)	福祉資金 資金)	借受年月日	年月日
-----	-------------	-------	-----

新
保

<table border="1" style="width: 100%; height: 60px;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">保 証 人</td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">※新連帯保証人の意思確認</td> <td style="width: 30%;">(略)</td> </tr> </table> <p>注 1 新連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。 2 (略)</p>	保 証 人		※新連帯保証人の意思確認	(略)	<table border="1" style="width: 100%; height: 60px;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">証 人</td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">※新保証人の意思確認</td> <td style="width: 30%;">(略)</td> </tr> </table> <p>注 1 新保証人の印鑑証明書を添付すること。 2 (略)</p>	証 人		※新保証人の意思確認	(略)
保 証 人									
※新連帯保証人の意思確認	(略)								
証 人									
※新保証人の意思確認	(略)								

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第14号

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則の一部を改正する規則

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則（昭和48年新潟県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号（以下「削除別表号」という。）を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。）を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
別表（第4条関係）	別表（第4条関係）
機 械 器 具	機 械 器 具
(略)	(略)
3 測定試験機器	3 測定試験機器
(1)～(7) (略)	(1)～(7) (略)
<u>(8)</u> (略)	<u>(8)</u> 蛍光X線膜厚測定機
<u>(9)</u> (略)	<u>(9)</u> (略)
<u>(10)</u> (略)	<u>(10)</u> (略)
<u>(11)</u> (略)	<u>(11)</u> (略)
<u>(12)</u> (略)	<u>(12)</u> (略)
<u>(13)</u> (略)	<u>(13)</u> (略)
<u>(14)</u> (略)	<u>(14)</u> (略)
<u>(15)</u> (略)	<u>(15)</u> (略)
<u>(16)</u> (略)	<u>(16)</u> (略)
<u>(17)</u> (略)	<u>(17)</u> (略)
<u>(18)</u> (略)	<u>(18)</u> (略)
<u>(19)</u> (略)	<u>(19)</u> (略)
<u>(20)</u> (略)	<u>(20)</u> (略)
<u>(21)</u> (略)	<u>(21)</u> (略)
<u>(22)</u> (略)	<u>(22)</u> (略)
<u>(23)</u> (略)	<u>(23)</u> (略)
<u>(24)</u> (略)	<u>(24)</u> (略)
<u>(25)</u> (略)	<u>(25)</u> (略)
<u>(26)</u> (略)	<u>(26)</u> (略)
<u>(27)</u> (略)	<u>(27)</u> (略)
<u>(28)</u> (略)	<u>(28)</u> (略)
<u>(29)</u> (略)	<u>(29)</u> (略)
<u>(30)</u> (略)	<u>(30)</u> (略)
<u>(31)</u> (略)	<u>(31)</u> (略)
<u>(32)</u> (略)	<u>(32)</u> (略)
<u>(33)</u> (略)	<u>(33)</u> (略)
<u>(34)</u> (略)	<u>(34)</u> (略)
<u>(35)</u> (略)	<u>(35)</u> (略)
<u>(36)</u> (略)	<u>(36)</u> (略)
<u>(37)</u> (略)	<u>(37)</u> (略)
<u>(38)</u> (略)	<u>(38)</u> (略)

<p>(38) (略)</p> <p>(39) (略)</p> <p>(40) (略)</p> <p>(41) (略)</p> <p>(42) (略)</p> <p>(43) (略)</p> <p>(44) (略)</p> <p>(45) (略)</p> <p>(46) 電波暗室 (次号及び第48号に掲げるものを除く。)</p> <p>(47) (略)</p> <p>(48) (略)</p> <p>(49)～(62) (略)</p> <p>(63) (略)</p> <p>(64)～(122) (略)</p> <p>(123) (略)</p> <p>(124) (略)</p> <p>(125) (略)</p> <p>(126) (略)</p> <p>(127) (略)</p> <p>(128) (略)</p> <p>(129) (略)</p> <p>(130) (略)</p> <p>(131) (略)</p> <p>(132) (略)</p> <p>(133) (略)</p> <p>(134) (略)</p> <p>(135) (略)</p> <p>(136) (略)</p> <p>(137) (略)</p> <p>(138) (略)</p> <p>(139) (略)</p> <p>(140) (略)</p> <p>(141) (略)</p> <p>(142) 繊維厚さ測定器</p> <p>(143) 非接触ひずみ測定システム</p>	<p>(39) (略)</p> <p>(40) (略)</p> <p>(41) (略)</p> <p>(42) (略)</p> <p>(43) (略)</p> <p>(44) (略)</p> <p>(45) (略)</p> <p>(46) (略)</p> <p>(47) 電波暗室 (次号及び第48号の2に掲げるものを除く。)</p> <p>(48) (略)</p> <p>(48)の2 (略)</p> <p>(49)～(62) (略)</p> <p>(62)の2 (略)</p> <p>(63) レーザ測長器 (運動精度測定システムを含む。)</p> <p>(64)～(122) (略)</p> <p>(123) ガスクロマトグラフ</p> <p>(124) (略)</p> <p>(125) (略)</p> <p>(126) (略)</p> <p>(127) (略)</p> <p>(128) (略)</p> <p>(129) (略)</p> <p>(130) (略)</p> <p>(131) (略)</p> <p>(132) (略)</p> <p>(133) (略)</p> <p>(134) (略)</p> <p>(135) (略)</p> <p>(136) (略)</p> <p>(137) (略)</p> <p>(138) (略)</p> <p>(139) (略)</p> <p>(140) (略)</p> <p>(141) (略)</p> <p>(142) (略)</p>
<p>4 その他</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) ナノインプリント装置</p> <p>(18) 遠隔操作システム</p>	<p>4 その他</p> <p>(1)～(16) (略)</p>
<p>備考 (略)</p>	<p>備考 (略)</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

新潟県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第15号

新潟県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

新潟県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年新潟県規則第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(貸付資格の認定等の申請)</p> <p>第3条 貸付けを受けようとするもの(以下「借受希望者」という。)は、<u>貸付資格認定申請書(以下「認定申請書」という。)</u>及び貸付申請書に次の各号に掲げるものの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 次号から第4号までに掲げるもの以外のもの <u>経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画</u>を記載した書類(以下「事業計画書」という。)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">(貸付資格の認定等の決定)</p> <p>第5条 知事は、第3条の規定により<u>認定申請書及び貸付申請書の提出を受けたときは、速やかに法第7条第1項の認定及び貸付けの可否を決定するものとする。</u></p> <p>2 知事は、<u>法第7条第1項の認定及び貸付けを行うと決定したときは、貸付資格認定書及び貸付決定通知書を借受希望者に交付するとともに、その旨を、当該借受希望者の住所地をその地区内に含む漁業協同組合(以下「漁協」という。)の長及び東日本信用漁業協同組合連合会(以下「信漁連」という。)の長(第13条ただし書の規定により当該貸付けに係る認定申請書及び貸付申請書が漁協を経由しないで提出された場合にあつては、信漁連の長)に通知するものとする。</u></p> <p>3 知事は、<u>法第7条第1項の認定及び貸付けを行わないと決定したときは、その旨を、借受希望者及び当該借受希望者の住所地をその地区内に含む漁協の長(第13条ただし書の規定により当該貸付けに係る認定申請書及び貸付申請書が漁協を経由しないで提出された場合にあつては、借受希望者)に通知するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(貸付資格の認定等の取消し)</p> <p>第7条 知事は、借受希望者又は貸付けを受けたも</p>	<p style="text-align: center;">(貸付けの申請)</p> <p>第3条 貸付けを受けようとするもの(以下「借受希望者」という。)は、貸付申請書に次の各号に掲げるものの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 次号から第4号までに掲げるもの以外のもの <u>沿岸漁業改善資金をもつて行う事業の計画</u>を記載した書類(以下「事業計画書」という。)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">(貸付けの決定)</p> <p>第5条 知事は、第3条の規定により貸付申請書の提出を受けたときは、速やかに貸付けの可否を決定するものとする。</p> <p>2 知事は、貸付けを行うと決定したときは、その旨を、<u>借受希望者並びに当該借受希望者の住所地をその地区内に含む漁業協同組合(以下「漁協」という。)の長及び東日本信用漁業協同組合連合会(以下「信漁連」という。)の長(第13条ただし書の規定により当該貸付けに係る貸付申請書が漁協を経由しないで提出された場合にあつては、借受希望者及び信漁連の長)に通知するものとする。</u></p> <p>3 知事は、貸付けを行わないと決定したときは、その旨を、借受希望者及び当該借受希望者の住所地をその地区内に含む漁協の長(第13条ただし書の規定により当該貸付けに係る貸付申請書が漁協を経由しないで提出された場合にあつては、借受希望者)に通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(貸付決定の取消し)</p> <p>第7条 知事は、借受希望者が、第5条第2項の規</p>

<p>の(以下「借受者」という。)が第3条各号に規定する計画を達成する見込みがなくなつたと認められるときは、法第7条第1項の認定を取り消し、貸付資格認定取消書によりその旨を借受希望者又は借受者に通知するものとする。</p> <p>2 知事は、前項に規定する場合のほか、借受希望者が、第5条第2項の規定による貸付決定通知書の交付を受けた日から30日以内に借用証書を提出しないときは、当該貸付けの決定を取り消すものとする。</p> <p>(償還金の支払猶予)</p> <p>第8条 借受者が、法第10条の規定による償還金の支払の猶予を申請しようとするときは、支払猶予申請書に次に掲げる区分により証明書又は診断書を添えて別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 災害又は政令第7条の規定による死亡については、市町村長(当該災害が火災の場合にあつては消防署長、盗難の場合にあつては警察署長)の発行する証明書</p> <p>(2) 政令第7条の規定による疾病又は負傷については、医師の発行する診断書</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業計画の変更)</p> <p>第9条 借受者は、第3条各号に規定する計画の変更(軽微な変更を除く。以下「事業計画の変更」という。)をする必要が生じたときは、事業計画変更承認申請書をあらかじめ知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(様式)</p> <p>第14条 第3条の認定申請書、貸付申請書及び事業計画書、第5条第2項の貸付資格認定書及び貸付決定通知書、第6条の借用証書、第7条第1項の貸付資格認定取消書、第8条第1項の支払猶予申請書、第9条第1項の事業計画変更承認申請書並びに第10条の事業完了報告書の様式は、別に定めるものとする。</p>	<p>定による通知を受けた日から30日以内に借用証書を提出しないときは、当該通知に係る決定を取り消すものとする。</p> <p>(償還金の支払猶予)</p> <p>第8条 貸付けを受けたもの(以下「借受者」という。)が、法第10条の規定による償還金の支払の猶予を申請しようとするときは、支払猶予申請書に次に掲げる区分により証明書又は診断書を添えて別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 災害又は政令第6条の規定による死亡については、市町村長(当該災害が火災の場合にあつては消防署長、盗難の場合にあつては警察署長)の発行する証明書</p> <p>(2) 政令第6条の規定による疾病又は負傷については、医師の発行する診断書</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業計画の変更)</p> <p>第9条 借受者は、第3条第1項各号に規定する計画の変更(軽微な変更を除く。以下「事業計画の変更」という。)をする必要が生じたときは、事業計画変更承認申請書をあらかじめ知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(様式)</p> <p>第14条 第3条の貸付申請書及び事業計画書、第6条の借用証書、第8条第1項の支払猶予申請書、第9条第1項の事業計画変更承認申請書並びに第10条の事業完了報告書の様式は、別に定めるものとする。</p>
--	--

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

新潟県養鶏振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第16号

新潟県養鶏振興法施行細則の一部を改正する規則

新潟県養鶏振興法施行細則（昭和35年新潟県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
(書類の様式) 第4条 (略) <u>2 前項第3号の規定にかかわらず、同号の証明書は、農林水産省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年農林水産省令第62号）別記様式によることができる。</u>	(書類の様式) 第4条 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第17号

新潟県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県屋外広告物条例施行規則（平成8年新潟県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（登録の申請等）</p> <p>第18条 条例第29条第1項の登録又は同条第3項の更新の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、別記第12号様式による申請書に<u>関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 条例第29条の2第7項の規定による届出は、別記第15号様式により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に<u>定める</u>書面を添えて行わなければならない。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>6 （略）</p> <p>7 条例第29条の2第11項の規定による届出は、別記第16号様式により行わなければならない。</p> <p>（書類の経由）</p> <p>第23条 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（登録の申請等）</p> <p>第18条 条例第29条第1項の登録又は同条第3項の更新の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、別記第12号様式による申請書<u>正副2通（当該登録又は更新の登録を受けようとする者の営業所が新潟県の区域内に所在しない場合にあっては、正本1通）</u>に<u>関係書類を添えて行わなければならない。</u></p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 条例第29条の2第7項の規定による届出は、別記第15号様式により、<u>正副2通（当該届出をしようとする者の営業所が新潟県の区域内に所在しない場合にあっては、正本1通）</u>に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に<u>掲げる</u>書面を添えて行わなければならない。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>6 （略）</p> <p>7 条例第29条の2第11項の規定による届出は、別記第16号様式により、<u>正副2通（当該届出をしようとする者の営業所が新潟県の区域内に所在しない場合にあっては、正本1通）</u>により行わなければならない。</p> <p>（書類の経由）</p> <p>第23条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 条例第29条の2第1項、第7項及び第11項の規定により知事に提出する書類は、<u>当該屋外広告業を営む者の営業所（営業所が複数あるときは、主たる営業所）の所在地を所管する地域振興局長を経由して提出しなければならない。ただし、当該屋外広告業を営む者の営業所が新潟県の区域内に所在しない場合は、この限りでない。</u></p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

新潟県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第18号

新潟県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

新潟県流域下水道事業財務規則（令和2年新潟県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(予算の執行等に関する権限)</p> <p>第9条 知事は、知事が別に定める事項を除き、予算の執行等に関する権限を、別表第2に掲げる区分に従い、それぞれ<u>部局長</u>、課長若しくは課長補佐に専決させ、又は同表に掲げる区分に従い、事務所に委任する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(準用規定)</p> <p>第114条 物品及び占有動産の取得、管理及び処分については、新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第1章から第5章まで及び第7章の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「<u>出納局長</u>」とあり、及び「<u>総務部長</u>」とあるのは「<u>土木部長</u>」と、「<u>財政課長</u>」とあるのは「<u>下水道課長</u>」と、第25条第2項中「<u>財務規則第125条</u>」とあるのは「<u>新潟県流域下水道事業財務規則（令和2年新潟県規則第34号）第88条第1項</u>」と、「及び財務規則第136条の規定により私人に支出の事務を委託した場合において」とあるのは「<u>において</u>」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(準用規定)</p> <p>第131条 固定資産の取得、管理及び処分については、この規則に定めるもののほか、新潟県公有財産事務取扱規則（昭和48年新潟県規則第20号）第1条から第5条まで、第11条から第18条まで、第21条から第30条まで及び第32条から第49条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「<u>総務部に</u>」とあるのは「<u>土木部に</u>」と、「<u>総務部長</u>」とあるのは「<u>土木部長</u>」と、「<u>管財課長</u>」とあるのは「<u>下水道課長</u>」と、「<u>財産台帳</u>」とあるのは「<u>固定資産台帳</u>」と読み</p>	<p style="text-align: center;">(予算の執行等に関する権限)</p> <p>第9条 知事は、知事が別に定める事項を除き、予算の執行等に関する権限を、別表第2に掲げる区分に従い、それぞれ<u>副知事</u>、<u>部局長</u>、課長若しくは課長補佐に専決させ、又は同表に掲げる区分に従い、事務所に委任する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(準用規定)</p> <p>第114条 物品及び占有動産の取得、管理及び処分については、新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第1章から第5章まで及び第7章の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「<u>出納局長</u>」とあり、及び「<u>総務管理部長</u>」とあるのは「<u>土木部長</u>」と、「<u>財政課長</u>」とあるのは「<u>下水道課長</u>」と、第25条第2項中「<u>財務規則第125条</u>」とあるのは「<u>新潟県流域下水道事業財務規則（令和2年新潟県規則第34号）第88条第1項</u>」と、「及び財務規則第136条の規定により私人に支出の事務を委託した場合において」とあるのは「<u>において</u>」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(準用規定)</p> <p>第131条 固定資産の取得、管理及び処分については、この規則に定めるもののほか、新潟県公有財産事務取扱規則（昭和48年新潟県規則第20号）第1条から第5条まで、第11条から第18条まで、第21条から第30条まで及び第32条から第49条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「<u>総務管理部に</u>」とあるのは「<u>土木部に</u>」と、「<u>総務管理部長</u>」とあるのは「<u>土木部長</u>」と、「<u>管財課長</u>」とあるのは「<u>下水道課長</u>」と、「<u>財産台帳</u>」とあるのは「<u>固定資産台帳</u>」と読み</p>

替えるものとする。

別表第2 (第9条関係)

- (1) (略)
- (2) 支出負担行為専決・委任区分

専決・委任区分 科目等			専決			委任	専決
			部局長	課長	課長補佐	事務所長	次長
(収益的支出) 流域下水道事業費用	営業費用	管渠費					
		給料		(略)	(略)	(略)	(略)
		手当等		(略)	(略)	(略)	(略)
		報償費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		退職給付費		(略)	(略)	(略)	(略)
		法定福利費		(略)	(略)	(略)	(略)
		厚生福利費		(略)	(略)	(略)	(略)
		報酬		(略)	(略)	(略)	(略)
		消耗品費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		修繕費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
路面復旧		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

と読み替えるものとする。

別表第2 (第9条関係)

- (1) (略)
- (2) 支出負担行為専決・委任区分

専決・委任区分 科目等			専決				委任	専決
			副知事	部局長	課長	課長補佐	事務所長	次長
(収益的支出) 流域下水道事業費用	営業費用	管渠費						
		給料			(略)	(略)	(略)	(略)
		手当等			(略)	(略)	(略)	(略)
		報償費			(略)	(略)	(略)	(略)
		退職給付費			(略)	(略)	(略)	(略)
		法定福利費			(略)	(略)	(略)	(略)
		厚生福利費			(略)	(略)	(略)	(略)
		報酬			(略)	(略)	(略)	(略)
		消耗品費	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
		修繕費	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
路面復旧			(略)	(略)	(略)	(略)		

引当金繰入額				
特別修繕引当金繰入額			(略)	
貸倒損失引当金繰入額			(略)	
その他引当金繰入額			(略)	
(略)	(略)			
受託工事費				
委託料	2,000万円以上	2,000万円未満	(略)	(略)
建設工事に関する	3,000万円以上	3,000万円未満	(略)	(略)

引当金繰入額				
特別修繕引当金繰入額			(略)	
貸倒損失引当金繰入額			(略)	
その他引当金繰入額			(略)	
(略)	(略)			
受託工事費				
委託料	1,000万円以上		(略)	(略)
建設工事に関する	2,000万円以上		(略)	(略)

(資本的支出) 資本的支出	特別損失	雑支出	(略)	(略)	特別損失	雑支出	(略)	(略)	
		固定資産売却損	2,000万円未満	(略)		固定資産売却損	2,000万円未満	1,000万円未満	(略)
		固定資産除却費	2,000万円未満	(略)		減損損失	2,000万円未満	1,000万円未満	(略)
		減損損失	2,000万円未満	(略)		災害による損失	2,000万円未満	1,000万円未満	(略)
		災害による損失	2,000万円未満	(略)		過年度損益修正損	500万円以上	500万円未満	(略)
		過年度損益修正損	300万円以上	(略)		その他特別損失	500万円以上	500万円未満	(略)
		その他特別損失	300万円以上	(略)		内容が軽易なもの	(略)	(略)	(略)
		内容が軽易なもの	(略)	(略)		建設改良費	(略)	(略)	(略)
		建設改良費	(略)	(略)		公共工事費	(略)	(略)	(略)
		公共工事費	5億円未満	(略)		管渠費	5億円未満	4億円未満	(略)
管渠費	2,000万円以上	(略)	測量	3,000万円以上	3,000万円未満	(略)			
測量	(略)	(略)				(略)			

(資本的支出) 資本的支出	特別損失	雑支出	(略)	(略)	特別損失	雑支出	(略)	(略)	
		固定資産売却損	2,000万円未満	(略)		固定資産売却損	2,000万円未満	1,000万円未満	(略)
		固定資産除却費	2,000万円未満	(略)		減損損失	2,000万円未満	1,000万円未満	(略)
		減損損失	2,000万円未満	(略)		災害による損失	2,000万円未満	1,000万円未満	(略)
		災害による損失	2,000万円未満	(略)		過年度損益修正損	500万円以上	500万円未満	(略)
		過年度損益修正損	300万円以上	(略)		その他特別損失	500万円以上	500万円未満	(略)
		その他特別損失	300万円以上	(略)		内容が軽易なもの	(略)	(略)	(略)
		内容が軽易なもの	(略)	(略)		建設改良費	(略)	(略)	(略)
		建設改良費	(略)	(略)		公共工事費	(略)	(略)	(略)
		公共工事費	5億円未満	(略)		管渠費	5億円未満	4億円未満	(略)
管渠費	2,000万円以上	(略)	測量	3,000万円以上	3,000万円未満	(略)			
測量	(略)	(略)				(略)			

	上		満			
・設計・調査業務委託	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他建設改良費	5億円未満	(略)	5億円未満	4億円未満	(略)	(略)
企業債償還金	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
借入金	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
返済金	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
固定資産購入代金	7,000万円未満	(略)	7,000万円未満	3,000万円未満	(略)	(略)
投資有価証券購入代金	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
出資金	○	(略)	○	(略)	(略)	(略)
貸付金	2,000万円未満	(略)	2,000万円未満	1,000万円未満	(略)	(略)
国庫補助金返	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

還金 負担金		(略)		
返還金				
災害復 旧費	5億円未満	(略)		(略)
基金積 立金	1億円未満	(略)		
雑支出		(略)		(略)

(3)・(4) (略)
(略)

別表第3 (第10条関係)

- (1) (略)
(2) 支出負担行為

科目等			都市局長に専決 させる額
(収益の支出)			
流域下水道事業費用	(略)	(略)	(略)
	特別損失	固定資産除却損	(略)
		<u>固定資産除却費</u>	<u>1,000万円未満</u>
		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)

別表第4 (第27条関係)

(略)

費用			
款	項	目	節
流域下水道事業費用			
	(略)	(略)	(略)
	特別損失		

還金 負担金			(略)	
返還金				
災害復 旧費	5億円 未満	4億円 未満	(略)	(略)
基金積 立金	1億円 未満	5,000 万円未 満	(略)	
雑支出			(略)	(略)

(3)・(4) (略)
(略)

別表第3 (第10条関係)

- (1) (略)
(2) 支出負担行為

科目等			都市局長に専決 させる額
(収益の支出)			
流域下水道事業費用	(略)	(略)	(略)
	特別損失	固定資産除却損	(略)
		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)

別表第4 (第27条関係)

(略)

費用			
款	項	目	節
流域下水道事業費用			
	(略)	(略)	(略)
	特別損失		

	固定資産売却 損 固定資産除却 費 (略)			固定資産売却 損 (略)	
--	-----------------------------------	--	--	--------------------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第114条及び第131条の改正は、令和4年4月1日から施行する。

新潟県政記念館規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第19号

新潟県政記念館規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県政記念館条例（昭和50年新潟県条例第22号。以下「条例」という。）の施行に伴い、新潟県政記念館（以下「記念館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(入館の承認)

第2条 記念館に入館しようとする者は、知事に申し出て、その承認を受けなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認を与えないことができる。

- (1) 他の入館者に著しく迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、設備、資料等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、記念館の管理上支障があると認められるとき。

(入館の承認の取消し)

第3条 知事は、前条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、前条第1項の承認を取り消すことができる。

(指定管理者による管理)

第4条 条例第7条第1項の規定により同項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に記念館の管理を行わせる場合における前2条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の申請)

第5条 条例第9条第1項の規定による申請は、別記様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- (1) 記念館の管理の業務に関する事業計画書
- (2) 当該法人その他の団体（以下「法人等」という。）に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (3) 当該法人等に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(管理の細則)

第6条 条例及びこの規則に定めるもののほか、記念館の管理に関し必要な事項は、知事が記念館の管理を行う場合は知事が、指定管理者に記念館の管理を行わせる場合はあらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

新潟県知事 様

主たる事務所の所在地

申請者 団 体 の 名 称

代 表 者 の 氏 名

新潟県政記念館の指定管理者の指定を受けたいので、新潟県政記念館条例第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにすることができる書類
- 4 その他知事が必要と認める書類

新潟県文化財保護条例施行規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第20号

新潟県文化財保護条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 指定等（第3条―第6条）
- 第3章 届出（第7条―第18条）
- 第4章 標識等の設置（第19条・第20条）
- 第5章 現状変更等（第21条―第29条）
- 第6章 補償（第30条―第32条）
- 第7章 雑則（第33条・第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

第2章 指定等

（同意書及び指定書）

第3条 条例第5条第2項（条例第26条第2項又は第31条第3項において準用する場合を含む。）に規定する同意書は、別記第1号様式により行うものとする。

2 条例第5条第6項（条例第26条第2項において準用する場合を含む。）又は条例第31条第2項に規定する指定書（以下「指定書」という。）は、別記第2号様式によるものとする。

（認定書の交付）

第4条 知事は、条例第20条第2項の規定により県指定無形文化財の保持者又は保持団体を認定したときは、認定書を交付する。

2 知事は、条例第37条の2第2項の規定により県選定保存技術の保持者又は保存団体を認定したときは、認定書を交付する。

3 前2項の認定書（以下「認定書」という。）は、別記第3号様式によるものとする。

（再交付）

第5条 指定書又は認定書を亡失し、又は毀損した場合には、別記第4号様式により、その再交付を申請することができる。この場合においては、その事実を証明するに足りる書類又は毀損した指定書若しくは認定書を添えなければならない。

（文化財保存地区）

第6条 知事は、条例第15条第1項（条例第29条又は第37条において準用する場合を含む。）の規定により文化財保存地区を定めたときは、その旨を県報で告示し、当該文化財保存地区に係る県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財又は県指定史跡名勝天然記念物の所有者等及び土地所有者に通知するものとする。

第3章 届出

（管理責任者選任等の届出）

第7条 条例第7条第3項（条例第29条又は第37条において準用する場合を含む。）の規定による管理責任者の選任又は解任の届出は、別記第5号様式による届出書を提出して行うものとする。

（所有者の変更の届出）

第8条 条例第8条第1項又は第2項（これらの規定を条例第29条又は第37条において準用する場合を含む。）の規定による所有者の変更の届出は、別記第6号様式による届出書を提出して行うものとする。

2 条例第8条第2項（条例第29条又は第37条において準用する場合を含む。）の規定による所有者の変更の届出には、所有権の移転を証明する書類を添えなければならない。

（所在の変更の届出）

第9条 条例第8条第1項（条例第29条又は第37条において準用する場合を含む。）の規定による所在の場所の変

更の届出は、別記第7号様式による届出書を提出して行うものとする。

(条例第8条第1項ただし書の特別の定め)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第8条第1項(条例第29条又は第37条において準用する場合を含む。)の規定による届出を要しない。

- (1) 条例第10条第1項ただし書(条例第29条又は第37条において準用する場合を含む。)の補助金の交付を受けて行う管理又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
- (2) 条例第11条第1項又は第2項(これらの規定を条例第29条又は第37条において準用する場合を含む。)の規定による勧告を受けて行う措置又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
- (3) 条例第13条第1項の許可を受けて行う現状変更等のために所在の場所を変更しようとするとき。
- (4) 条例第14条第1項(条例第29条又は第37条において準用する場合を含む。)の規定による届出をして行う修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
- (5) 条例第16条第1項又は第2項(これらの規定を条例第29条において準用する場合を含む。)の規定による勧告を受けて行う出品又は公開のために所在の場所を変更しようとするとき。
- (6) 所在の場所の変更が30日を超えないとき。ただし、公衆の観覧に供するために所在の場所を変更しようとする場合を除く。

2 非常災害その他緊急やむを得ない理由により、所在の場所を変更する場合は、所在の場所を変更した後に、条例第8条第1項(条例第29条又は第37条において準用する場合を含む。)の規定による届出をすることができる。

(所有者等の氏名、住所等の変更の届出)

第11条 条例第8条第5項(条例第29条又は第37条において準用する場合を含む。)の規定による所有者等の氏名若しくは名称又は住所の変更の届出は、別記第8号様式による届出書を提出して行うものとする。

(滅失、毀損等の届出)

第12条 条例第9条(条例第29条又は第37条において準用する場合を含む。)の規定による滅失、毀損、亡失又は盗難の届出は、別記第9号様式による届出書を提出して行うものとする。

(修理の届出)

第13条 条例第14条第1項(条例第29条又は第37条において準用する場合を含む。)の規定による修理の届出は、別記第10号様式による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

- (1) 設計仕様書
 - (2) 修理しようとする箇所の写真又は見取図
 - (3) 修理しようとする者が管理責任者であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の承諾書
- (修理内容の変更の届出)

第14条 前条第1項の届出書又は同条第2項の書類等に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ知事にその旨を届け出なければならない。

(修理完了の報告)

第15条 条例第14条第1項(条例第29条又は第37条において準用する場合を含む。)の規定による届出を行った者は、当該届出に係る修理が完了したときは、その結果を示す写真又は見取図を添えて、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、別記第11号様式による報告書を提出して行うものとする。

(保持者等の芸名変更等)

第16条 条例第22条(条例第37条の4において準用する場合を含む。)の規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 保持者が芸名、雅号等を変更したこと。
- (2) 保持者にその保持する県指定無形文化財又は県選定保存技術の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたこと。
- (3) 保持団体又は保存団体が、その規約を変更したこと。

(保持者の氏名変更等の届出)

第17条 条例第22条(条例第37条の4において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記第12号様式による届出書を提出して行うものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第18条 条例第34条の規定による土地の所在、地番、地目又は地積の異動の届出は、別記第13号様式による届出

書を提出して行うものとする。

第4章 標識等の設置

(標識等の設置基準)

第19条 条例第33条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 標識は、石造（特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料）とし、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。
 - ア 新潟県指定史跡、新潟県指定名勝又は新潟県指定天然記念物の別及び名称
 - イ 新潟県の文字
 - ウ 指定年月日
 - エ 建設年月日
- (2) 説明板は、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載し、指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。ただし、地域の定めがない場合その他の地域を示す必要のない場合は、当該図面を掲げることを要しない。
 - ア 新潟県指定史跡、新潟県指定名勝又は新潟県指定天然記念物の別及び名称
 - イ 指定年月日
 - ウ 指定の理由
 - エ 説明事項
 - オ 保存上注意すべき事項
 - カ その他参考となるべき事項
- (3) 境界標は、石造又はコンクリート造とし、13センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは30センチメートル以上とし、次に掲げる事項を彫るものとする。
 - ア 新潟県指定史跡境界、新潟県指定名勝境界又は新潟県指定天然記念物境界の文字
 - イ 新潟県の文字
- (4) 前3号に定めるもののほか、標識、説明板、境界標、囲柵その他の施設の形状、員数、設置場所その他のこれらの施設の設置に関し必要な事項を、当該県指定史跡名勝天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めること。
(工事の着手等の報告)

第20条 前条に定める基準により標識、説明板、境界標、囲柵その他の施設を設置しようとする者は、設計仕様書、設計図（説明板の設計図にあっては、前条第2号アからカまでに掲げる事項を付記した設計図）及び設置位置を示す図面を添えて、あらかじめ知事にその旨並びに当該工事の着手及び終了の予定時期を報告するものとする。

第5章 現状変更等

(県指定有形文化財の現状変更等)

第21条 条例第13条第1項の許可を受けようとする者は、別記第14号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

- (1) 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- (2) 現状変更等しようとする箇所の写真又は見取図
- (3) 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- (4) 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- (5) 申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- (6) 管理責任者がある場合においては、第4号に掲げる承諾書に代わる管理責任者の承諾書

第22条 条例第13条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等が完了したときは、その結果を示す写真又は見取図を添えて速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、別記第15号様式による届出書を提出して行うものとする。

第23条 条例第13条第2項の維持の措置の範囲は、次に掲げる措置とする。

- (1) 県指定有形文化財が毀損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定有形文化財をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復する措置
- (2) 県指定有形文化財が毀損している場合において、当該毀損の拡大を防止するために行う応急の措置
- (3) 条例第10条第1項の補助金の交付又は条例第11条第3項の負担を受けて行う管理又は修理

(県指定有形民俗文化財の現状変更等)

第24条 条例第28条第1項の規定による届出は、別記第16号様式による届出書を提出して行うものとする。

第25条 条例第28条第2項の維持の措置の範囲は、次に掲げる措置とする。

- (1) 県指定有形民俗文化財が毀損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定有形民俗文化財をその指定当時の原状に復する措置
- (2) 県指定有形民俗文化財が毀損している場合において、当該毀損の拡大を防止するために行う応急の措置
- (3) 条例第29条において準用する条例第10条第1項の補助金の交付又は条例第29条において準用する条例第11条第3項の負担を受けて行う管理又は修理

(県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等)

第26条 条例第35条第1項の許可を受けようとする者は、別記第17号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

- (1) 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- (2) 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番並びに地形を表示した実測図
- (3) 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- (4) 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- (5) 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- (6) 申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- (7) 管理責任者がある場合においては、第5号に掲げる承諾書に代わる管理責任者の承諾書

第27条 第22条の規定は、県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第28条 条例第35条第2項の維持の措置の範囲は、次に掲げる措置とする。

- (1) 県指定史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復する措置
- (2) 県指定史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するために行う応急の措置
- (3) 県指定史跡名勝天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡している場合であつて当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去する措置
- (4) 県指定史跡名勝天然記念物の管理のために行う清掃、植栽、伐採、掲示、給餌施設の設置その他の措置(国等の行う協議)

第29条 条例第13条第6項(条例第35条第5項において準用する場合を含む。)の規定による協議については、第21条及び第26条の規定の例による。

第6章 補償

(補償の要求)

第30条 条例第15条第3項又は第16条第7項(これらの規定を条例第29条又は第37条において準用する場合を含む。)の規定により補償を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した損失補償要求書(以下「要求書」という。)を知事に提出するものとする。

- (1) 補償を受けようとする理由
- (2) 補償金の額として希望する金額
- (3) 前号の金額算出の基礎
- (4) その他参考となるべき事項

(補償の決定)

第31条 知事は、要求書の提出があつたときは、審査の上、補償を行うか否かを速やかに決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により補償を行うことを決定したときは、補償金の額を定め、支払の方法及び時期その他必要な事項とともにこれを補償を受けるべき者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定により補償を行わないことを決定したときは、理由を付してその旨を要求書の提出者に通知するものとする。

(補償金額の決定の基準)

第32条 条例第16条第7項(条例第29条において準用する場合を含む。)の規定による補償の金額の決定は、次に掲げる金額を基準として行うものとする。

- (1) 県指定有形文化財又は県指定有形民俗文化財が滅失した場合には、当該県指定有形文化財又は県指

定有形民俗文化財の時価に相当する金額

- (2) 県指定有形文化財又は県指定有形民俗文化財が毀損した場合には、当該県指定有形文化財又は県指定有形民俗文化財の毀損の箇所の修理のために必要と認められる経費及び当該県指定有形文化財又は県指定有形民俗文化財の毀損前の時価と修理後の時価の差額との合計額に相当する金額（当該県指定有形文化財又は県指定有形民俗文化財の毀損の状況により、これを修理することが不適當又は不可能であると認められるときは、毀損前の時価と毀損後の時価の差額に相当する金額）

第7章 雑則

(台帳)

第33条 知事は、県文化財の種別ごとに必要事項を記載し、及び写真等を添付した指定、選定及び認定の台帳を備えておかなければならない。

(委任)

第34条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記

第1号様式(第3条関係)

		年 月 日
新潟県知事 様		
		住 所 氏名(名称)
指定同意書		
私の所有(占有)する下記の文化財が新潟県指定(有形文化財・有形民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物)に指定されることに同意します。		
記		
1	名称及び員数	
2	所在地	

注 該当事項を○で囲むこと。

第2号様式 (第3条関係)

(表)

年 月 日	名称 (当該文化財の特徴を示す簡単な事項) 右を新潟県文化財保護条例に基づき新潟県指定有形文化財に指定する。	割 印	(記号番号) 指 定 書
新潟県知事 印			

(裏)

備考 次の場合には、この指定書を届出書とともに知事に提出してください。 一 所有者又は管理責任者が変更したとき。 二 所有者又は管理責任者の氏名(名称)又は住所が変更したとき。 三 所在の場所の地番、地目又は地積が変更したとき。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>氏名</td> <td>住所</td> <td>氏名</td> <td>住所</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>住</td> <td>所</td> <td>住</td> <td>所</td> <td>住</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>者</td> <td>者</td> <td>者</td> <td>者</td> <td>者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>管理</td> <td>管理</td> <td>管理</td> <td>管理</td> <td>管理</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>責任</td> <td>責任</td> <td>責任</td> <td>責任</td> <td>責任</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>者</td> <td>者</td> <td>者</td> <td>者</td> <td>者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>場所</td> <td>場所</td> <td>場所</td> <td>場所</td> <td>場所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>所在</td> <td>所在</td> <td>所在</td> <td>所在</td> <td>所在</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>等</td> <td>等</td> <td>等</td> <td>等</td> <td>等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年</td> <td>年</td> <td>年</td> <td>年</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>変</td> <td>変</td> <td>変</td> <td>変</td> <td>変</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>更</td> <td>更</td> <td>更</td> <td>更</td> <td>更</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>の</td> <td>の</td> <td>の</td> <td>の</td> <td>の</td> </tr> </table>												氏名	住所	氏名	住所	氏名				住	所	住	所	住				者	者	者	者	者				管理	管理	管理	管理	管理				責任	責任	責任	責任	責任				者	者	者	者	者				場所	場所	場所	場所	場所				所在	所在	所在	所在	所在				等	等	等	等	等				年	年	年	年	年				変	変	変	変	変				更	更	更	更	更				日	日	日	日	日				の	の	の	の	の	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>氏名</td> <td>住所</td> <td>氏名</td> <td>住所</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>住</td> <td>所</td> <td>住</td> <td>所</td> <td>住</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>者</td> <td>者</td> <td>者</td> <td>者</td> <td>者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>管理</td> <td>管理</td> <td>管理</td> <td>管理</td> <td>管理</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>責任</td> <td>責任</td> <td>責任</td> <td>責任</td> <td>責任</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>者</td> <td>者</td> <td>者</td> <td>者</td> <td>者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>場所</td> <td>場所</td> <td>場所</td> <td>場所</td> <td>場所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>所在</td> <td>所在</td> <td>所在</td> <td>所在</td> <td>所在</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>等</td> <td>等</td> <td>等</td> <td>等</td> <td>等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年</td> <td>年</td> <td>年</td> <td>年</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>再</td> <td>再</td> <td>再</td> <td>再</td> <td>再</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>交</td> <td>交</td> <td>交</td> <td>交</td> <td>交</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>付</td> <td>付</td> <td>付</td> <td>付</td> <td>付</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>又</td> <td>又</td> <td>又</td> <td>又</td> <td>又</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>は</td> <td>は</td> <td>は</td> <td>は</td> <td>は</td> </tr> </table>												氏名	住所	氏名	住所	氏名				住	所	住	所	住				者	者	者	者	者				管理	管理	管理	管理	管理				責任	責任	責任	責任	責任				者	者	者	者	者				場所	場所	場所	場所	場所				所在	所在	所在	所在	所在				等	等	等	等	等				年	年	年	年	年				再	再	再	再	再				交	交	交	交	交				付	付	付	付	付				又	又	又	又	又				は	は	は	は	は
			氏名	住所	氏名	住所	氏名																																																																																																																																																																																																																																																			
			住	所	住	所	住																																																																																																																																																																																																																																																			
			者	者	者	者	者																																																																																																																																																																																																																																																			
			管理	管理	管理	管理	管理																																																																																																																																																																																																																																																			
			責任	責任	責任	責任	責任																																																																																																																																																																																																																																																			
			者	者	者	者	者																																																																																																																																																																																																																																																			
			場所	場所	場所	場所	場所																																																																																																																																																																																																																																																			
			所在	所在	所在	所在	所在																																																																																																																																																																																																																																																			
			等	等	等	等	等																																																																																																																																																																																																																																																			
			年	年	年	年	年																																																																																																																																																																																																																																																			
			変	変	変	変	変																																																																																																																																																																																																																																																			
			更	更	更	更	更																																																																																																																																																																																																																																																			
			日	日	日	日	日																																																																																																																																																																																																																																																			
			の	の	の	の	の																																																																																																																																																																																																																																																			
			氏名	住所	氏名	住所	氏名																																																																																																																																																																																																																																																			
			住	所	住	所	住																																																																																																																																																																																																																																																			
			者	者	者	者	者																																																																																																																																																																																																																																																			
			管理	管理	管理	管理	管理																																																																																																																																																																																																																																																			
			責任	責任	責任	責任	責任																																																																																																																																																																																																																																																			
			者	者	者	者	者																																																																																																																																																																																																																																																			
			場所	場所	場所	場所	場所																																																																																																																																																																																																																																																			
			所在	所在	所在	所在	所在																																																																																																																																																																																																																																																			
			等	等	等	等	等																																																																																																																																																																																																																																																			
			年	年	年	年	年																																																																																																																																																																																																																																																			
			再	再	再	再	再																																																																																																																																																																																																																																																			
			交	交	交	交	交																																																																																																																																																																																																																																																			
			付	付	付	付	付																																																																																																																																																																																																																																																			
			又	又	又	又	又																																																																																																																																																																																																																																																			
			は	は	は	は	は																																																																																																																																																																																																																																																			

備考 県指定有形文化財以外の指定書は、「有形文化財」を「有形民俗文化財」、「史跡」、「名勝」又は「天然記念物」と書き換えて使用するものとする。

第3号様式 (その1) (第4条関係)

(表)

年 月 日	新潟県文化財保護条例第二十条第二項の規定により新潟県指定 無形文化財 の保持者として認定します。	割 印	(記号番号) 認 定 書
新潟県知事 印	(芸名、雅号等) 生年月日 様		

(裏)

備考 次の場合には、この認定書を届出書とともに知事に提出してください。 一 保持者が氏名、芸名、雅号等を変更したとき。 二 保持者が認定を解除されたとき。	再交付の年月日	指定の要件 交付の年月日
---	---------	---------------------

備考 県選定保存技術の認定書は、「無形文化財」を「選定保存技術」と、「第二十条第二項」を「第三十七条の第二項」と書き換えて使用するものとする。

第3号様式(その2)(第4条関係)

(表)

年 月 日	新潟県文化財保護条例第二十条第二項の規定により新潟県指定 無形文化財 の保持団体として認定します。	割 印	(記号番号) 認 定 書
新潟県知事 印	(名称) (事務所の所在地) (代表者の氏名)		

(裏)

備考 次の場合には、この認定書を届出書とともに知事に提出してください。 一 保持団体が名称、事務所の所在地又は代表者を変更したとき。 二 保持団体が認定を解除されたとき。	再交付の年月日	指定の要件 交付の年月日
---	---------	---------------------

備考 県選定保存技術の認定書は、「無形文化財」を「選定保存技術」と、「第二十条第二項」を「第三十七条の第二項」と書き換えて使用するものとする。

第4号様式(第5条関係)

年 月 日

新潟県知事 様

所有者(管理責任者) 住 所
氏名(名称)

指定書等再交付申請書

下記のとおり、(指定書・認定書)の再交付を申請します。

記

- 1 名称及び員数
- 2 指定書(認定書)の記号番号
- 3 指定(認定)年月日
- 4 亡失等の年月日
- 5 亡失等の理由
- 6 その他参考となる事項

注 該当事項を○で囲むこと。

第5号様式(第7条関係)

新潟県知事 様	年 月 日
所有者 住 所 氏名(名称)	
管理責任者選任等届出書	
下記のとおり管理責任者を(選任・変更・解任)したので、届け出ます。	
記	
1 名称及び員数	
2 指定書の記号番号	
3 指定年月日	
4 管理責任者の氏名(名称)、住所及び略歴	
5 選任等の年月日	
6 選任等の理由	
7 その他参考となる事項	

- 注 1 該当事項を○で囲むこと。
2 変更の場合は、4の項に変更後の管理責任者の氏名(名称)、住所及び略歴並びに変更前の管理責任者の氏名(名称)を記載すること。
3 解任の場合は、4の項に略歴を記載することを要しない。

第6号様式(その1)(第8条関係)

年 月 日

新潟県知事 様

所有者 住 所
氏名(名称)所有者変更届出書
(譲渡の場合)

下記のとおり新潟県指定(有形文化財・有形民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物)を譲渡するので、届け出ます。

記

- 1 名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 指定年月日
- 4 現在の所在の場所
- 5 譲渡予定者の氏名(名称)及び住所
- 6 変更しようとする年月日
- 7 変更しようとする場所
- 8 変更しようとする理由
- 9 有償譲渡の場合の譲渡予定額
- 10 その他参考となる事項

注 該当事項を○で囲むこと。

第6号様式(その2)(第8条関係)

年 月 日

新潟県知事 様

所有者 住 所
氏名(名称)

所有者変更届出書
(相続又は遺贈の場合)

下記のとおり新潟県指定(有形文化財・有形民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物)を(相続・遺贈)したので、届け出ます。

記

- 1 名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 指定年月日
- 4 現在の所在の場所
- 5 旧所有者の氏名(名称)及び住所
- 6 所有者変更の理由
- 7 その他参考となる事項

注 該当事項を○で囲むこと。

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

新潟県知事 様

所有者（管理責任者） 住 所
氏名（名称）

所在場所変更届出書

下記のとおり新潟県指定（有形文化財・有形民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物）の所在の場所を変更するので、届け出ます。

記

- 1 名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 指定年月日
- 4 所有者の氏名（名称）及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名（名称）及び住所
- 6 現在の所在の場所
- 7 変更後の所在の場所
- 8 変更しようとする年月日
- 9 変更しようとする理由
- 10 その他参考となる事項

注 該当事項を○で囲むこと。

第8号様式(第11条関係)

年 月 日

新潟県知事 様

所有者(管理責任者) 住 所
氏名(名称)

所有者氏名等変更届出書

下記のとおり新潟県指定(有形文化財・有形民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物)の(所有者・管理責任者)の(氏名・名称・住所)を変更したので、届け出ます。

記

- 1 名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 指定年月日
- 4 現在の所在の場所
- 5 変更前の氏名(名称)及び住所
- 6 変更年月日
- 7 その他参考となる事項

注 該当事項を○で囲むこと。

第9号様式 (第12条関係)

年 月 日

新潟県知事 様

所有者 (管理責任者) 住 所
氏名 (名称)

滅失等届出書

下記のとおり新潟県指定 (有形文化財・有形民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物) が (滅失した・毀損した・亡失した・盗み取られた) ので、届け出ます。

記

- 1 名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 指定年月日
- 4 指定書記載の所在の場所
- 5 所有者の氏名 (名称) 及び住所
- 6 管理責任者がある場合は、その氏名 (名称) 及び住所
- 7 滅失等の事実が生じた日時及び場所
- 8 滅失等の事実を知った日時
- 9 滅失等の事実が生じた当時の管理状況
- 10 滅失等の事実が生じた原因
- 11 滅失等の事実が生じた後とられた措置及び現況
- 12 その他参考となる事項

注 1 該当事項を○で囲むこと。

2 毀損の場合には、写真、見取図又は毀損の状態を示す書類を添付すること。

第10号様式 (第13条関係)

年 月 日

新潟県知事 様

所有者 (管理責任者) 住 所
氏名 (名称)

修理届出書

下記のとおり新潟県指定 (有形文化財・有形民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物) を修理するので、届け出ます。

記

- 1 名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 指定年月日
- 4 指定書記載の所在の場所
- 5 所有者の氏名 (名称) 及び住所
- 6 管理責任者がある場合は、その氏名 (名称) 及び住所
- 7 修理を必要とする理由
- 8 修理の内容及び方法
- 9 修理のための所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに修理完了後復すべき所在の場所及びその時期
- 10 修理の着手及び完了の予定時期
- 11 修理施行者の氏名 (名称) 及び住所
- 12 修理に要する経費
- 13 その他参考となる事項

注 該当事項を○で囲むこと。

第11号様式 (第15条関係)

年 月 日

新潟県知事 様

所有者 (管理責任者) 住 所
氏名 (名称)

修理完了報告書

下記のとおり新潟県指定 (有形文化財・有形民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物) の修理が完了したので、報告します。

記

- 1 名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 指定年月日
- 4 所有者の氏名 (名称) 及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名 (名称) 及び住所
- 6 修理の内容
- 7 施行者の氏名及び住所
- 8 施行実施期間
- 9 修理に要した経費
- 10 その他参考となるべき事項

注 該当事項を○で囲むこと。

第12号様式 (その1) (第17条関係)

年 月 日

新潟県知事 様

保持者等 住所 (所在地)
氏名 (名称)

保持者氏名等変更届出書

下記のとおり新潟県指定 (無形文化財・選定保存技術) の (保持者・保持団体) の (氏名・芸名・雅号・名称・住所・所在地・代表者・その他の事項) を変更したので、届け出ます。

記

- 1 名称
- 2 認定書の記号番号
- 3 認定年月日
- 4 変更前の氏名 (芸名、雅号、名称)、住所 (所在地)、代表者等
- 5 変更後の氏名 (芸名、雅号、名称)、住所 (所在地)、代表者等
- 6 変更した年月日
- 7 その他参考となる事項

注 該当事項を○で囲むこと。

第12号様式(その2)(第17条関係)

年 月 日

新潟県知事 様

相続人(代表者であった者) 住 所
氏名(名称)

保持者死亡等届出書

下記のとおり新潟県指定(無形文化財・選定保存技術)の(保持者・保持団体)が(死亡・解散)したので、届け出ます。

記

- 1 名称
- 2 認定書の記号番号
- 3 認定年月日
- 4 保持者の氏名(名称)及び住所
- 5 死亡(解散)年月日
- 6 その他参考となる事項

注 該当事項を○で囲むこと。

第12号様式 (その3) (第17条関係)

年 月 日

新潟県知事 様

保持者 住 所
氏名 (名称)

保持者故障届出書

下記のとおり新潟県指定(無形文化財・選定保存技術)の保持者に心身の故障が生じたので、届け出ます。

記

- 1 名称
- 2 認定書の記号番号
- 3 認定年月日
- 4 心身の故障を生じた年月日
- 5 心身の故障の状況
- 6 その他参考となる事項

注 該当事項を○で囲むこと。

第13号様式 (第18条関係)

年 月 日

新潟県知事 様

所有者 (管理責任者) 住 所
氏名 (名称)

新潟県指定史跡名勝天然記念物所在等異動届出書

下記のとおり新潟県指定 (史跡・名勝・天然記念物) の (所在・地番・地目・地積) に異動があったので、届け出ます。

記

- 1 名称
- 2 指定書の記号番号
- 3 指定年月日
- 4 異動の情况

区 分	異 動 前	異 動 後
所 在 地 名		
地 番		
地 目		
地 積		

- 5 異動の理由

注 1 該当事項を○で囲むこと。
2 異動の事実を証する書類を添付すること。

第14号様式 (第21条関係)

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
氏名 (名称)

新潟県指定有形文化財現状変更等許可申請書

下記のとおり新潟県指定有形文化財の現状変更等をしたいので、申請します。

記

- 1 名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 指定年月日
- 4 指定書記載の所在の場所
- 5 所有者の氏名 (名称) 及び住所
- 6 管理責任者がある場合は、その氏名 (名称) 及び住所
- 7 現状変更等を必要とする理由
- 8 現状変更等の内容及び実施の方法
- 9 現状変更等のため所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所
- 10 現状変更等の着手及び完了の予定時期
- 11 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名 (名称) 及び住所
- 12 現状変更等に要する経費
- 13 その他参考となる事項

第15号様式（第22条、第27条関係）

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
氏名（名称）

現状変更等完了報告書

下記のとおり新潟県指定（有形文化財・史跡・名勝・天然記念物）の現状変更等が完了したので、報告します。

記

- 1 名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 指定年月日
- 4 所有者の氏名（名称）及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名（名称）及び住所
- 6 現状変更等の内容
- 7 施行者の氏名及び住所
- 8 施行期間
- 9 現状変更等に要した経費
- 10 その他参考となるべき事項

注 該当事項を○で囲むこと。

第16号様式 (第24条関係)

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
氏名 (名称)

新潟県指定有形民俗文化財現状変更等届出書

下記のとおり新潟県指定有形民俗文化財の現状変更等をするので、届け出ます。

記

- 1 名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 指定年月日
- 4 指定書記載の所在の場所
- 5 所有者の氏名 (名称) 及び住所
- 6 管理責任者がある場合は、その氏名 (名称) 及び住所
- 7 現状変更等を必要とする理由
- 8 現状変更等の内容及び実施の方法
- 9 現状変更等のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所
- 10 現状変更等の着手及び完了の予定時期
- 11 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名 (名称) 及び住所
- 12 その他参考となる事項

第17号様式 (第26条関係)

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
氏名 (名称)

新潟県指定史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請書

下記のとおり新潟県指定 (史跡・名勝・天然記念物) の現状変更等をしたいので、申請します。

記

- 1 名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 指定年月日
- 4 指定書記載の所在の場所
- 5 所有者の氏名 (名称) 及び住所
- 6 権原に基づく占有者の氏名 (名称) 及び住所
- 7 管理責任者がある場合は、その氏名 (名称) 及び住所
- 8 現状変更等を必要とする理由
- 9 現状変更等の内容及び実施の方法
- 10 現状変更等により生ずる物件の滅失又は毀損の影響に関する事項
- 11 現状変更等の着手及び完了の予定時期
- 12 現状変更等に係る地域の地名の地番
- 13 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名 (名称) 及び住所
- 14 その他参考となる事項

注 該当事項を○で囲むこと。

新潟県立近代美術館規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第21号

新潟県立近代美術館規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県立近代美術館条例(平成5年新潟県条例第24号。以下「条例」という。)の施行に伴い、新潟県立近代美術館(以下「美術館」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(万代島美術館の位置)

第2条 新潟県立万代島美術館(以下「万代島美術館」という。)の位置は、新潟市中央区万代島とする。

(開館時間)

第3条 美術館(万代島美術館を除く。)の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 万代島美術館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。

(休館日)

第4条 美術館の休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)に当たるときは、その直後の平日(日曜日及び祝日以外の日をいう。))

(2) 12月28日から翌年の1月3日までの日

(開館時間又は休館日の変更)

第5条 前2条の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(入館の制限)

第6条 美術館及び万代島美術館の長(以下「館長」という。)は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(1) 他の入館者に著しく迷惑をかけるおそれがあるとき。

(2) 美術館の施設及び設備を損傷するおそれがあるとき。

(3) 美術品及び美術に関する資料等(以下「美術品等」という。)を損傷するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、美術館の管理上支障があると認められるとき。

(観覧券の交付)

第7条 館長は、条例第3条の観覧料又は条例第4条の特別観覧料(以下「観覧料等」という。)を納めた者に対して、観覧券を交付するものとする。ただし、条例第8条の規定による免除を受けた者については、この限りでない。

(講堂、ギャラリー又は講座室の使用手続)

第8条 条例第5条第1項の規定により講堂、ギャラリー又は講座室(以下「講堂等」という。)の使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ別記第1号様式による申請書を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の申請書の提出があった場合において、講堂等の使用が許可されたときは、当該申請書を提出した者に許可書を交付するものとする。

(使用の制限)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、講堂等の使用を許可しないことができる。

(1) 館内の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 美術館の施設及び設備を損傷するおそれがあるとき。

(3) 美術館の事業の実施に支障があるとき。

(4) 営利を目的とすると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、美術館の管理上支障があると認められるとき。

(使用者の遵守事項)

第10条 条例第5条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、館長の承認を受けたときは、この限りでない。

(1) 使用目的以外の目的に使用しないこと。

(2) 使用する権利を他の者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は使用する講堂等を他の者に使用させないこと。

(3) 現状を変更しないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、館長が定める事項

(使用料の納入)

第11条 条例第7条の使用料(以下「使用料」という。)は、前納とする。ただし、知事が特別の事由があると認めるときは、後納させることができる。

(観覧料等の免除)

第12条 条例第8条の規定により観覧料等を免除することができる場合は次の各号に掲げる場合とし、当該場合に免除する額はそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒が教育課程に基づく教育活動として観覧する場合 当該児童及び生徒の引率者の観覧料等の全額
- (2) 県内に所在する高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校及び特別支援学校の高等部の生徒が教育課程に基づく教育活動として観覧する場合 当該生徒及びその引率者の観覧料等の全額
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち、児童養護施設(児童福祉法等の一部を改正する法律(平成9年法律第74号)附則第5条第2項の規定により児童養護施設とみなされた虚弱児施設に限る。)、障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童自立支援施設に入所し、又は通っている者(以下「入所者等」という。)が当該施設の活動として観覧する場合 当該入所者等及びその引率者の観覧料等の全額
- (4) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けた者が観覧する場合 その者の観覧料等の全額
- (5) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に規定する療育手帳(以下「療育手帳」という。)の交付を受けた者が観覧する場合 その者の観覧料等の全額
- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受けた者が観覧する場合 その者の観覧料等の全額
- (7) 車椅子等の補装具を使用している障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者(以下「補装具を使用している障害者」という。)の介助者が観覧する場合 当該介助者(障害者1人につき1人に限る。次号から第10号までにおいて同じ。)の観覧料等の全額
- (8) 身体障害者手帳に第1種身体障害者(身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について(昭和57年1月6日付け社更第4号厚生省社会局長・児童家庭局長通知)に規定する第1種身体障害者をいう。)として記載されている者の介助者が観覧する場合 当該介助者の観覧料等の全額
- (9) 療育手帳に第1種知的障害者(知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について(平成3年9月24日付け発児第811号厚生省児童家庭局長通知)に規定する第1種知的障害者をいう。)として記載されている者の介助者が観覧する場合 当該介助者の観覧料等の全額
- (10) 精神障害者保健福祉手帳に障害等級1級(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級1級をいう。)として記載されている者の介助者が観覧する場合 当該介助者の観覧料等の全額
- (11) 第4号から第6号までに規定する者又は補装具を使用している障害者が団体(それらの者が20人以上であるものに限る。)として観覧する場合において当該団体に随行する医療担当者(医師、看護師等をいう。)が観覧するとき 当該医療担当者(2人以内に限る。)の観覧料等の全額

2 前項に定めるもののほか、知事は、公益上必要があると認めるときは、観覧料等又は使用料の全部又は一部を免除することができる。

(観覧料等の免除手続)

第13条 条例第8条の規定による免除(前条第1項第2号、第3号又は第11号に掲げるものに係る免除に限る。)を受けようとする者は、あらかじめ別記第2号様式による申請書を館長に提出しなければならない。

(模写等の許可)

第14条 美術品等の模写、撮影その他これらに類する行為(以下「模写等」という。)をしようとする者は、あらかじめ別記第3号様式による申請書を館長に提出し、館長の許可を受けなければならない。

2 館長は、前項の申請書の提出があった場合において、同項の許可をしたときは、当該申請書を提出した者に許可書を交付するものとする。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、美術館の管理に関し必要な事項は、知事の承認を得て館長が定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記

第1号様式 (第8条関係)

講堂等使用許可申請書 (新規・変更)

年 月 日

新潟県知事 様

郵便番号
申請者 住 所
氏 名
(電話番号)

次のとおり講堂等を使用したいので、新潟県立近代美術館規則第8条第1項の規定により申請します。

行事の 名称	行事の 内容	使 用 期 間	使 用 料
講 堂		年 月 日 時から 年 月 日 時まで (日間)	* 円
ギ ャ ラ リ ー		年 月 日 時から 年 月 日 時まで (日間)	* 円
講 座 室		年 月 日 時から 年 月 日 時まで (日間)	* 円
			* 計 円
備付け物品以外の物品の使用 及び特別の設備の設置の有無	有 無	(名称、数量及び使用方法を記載すること。)	
入 場 者 制 限 の 有 無	有 無	入 場 料 の 有 無	有 (円) 無
責任者氏名及び電話番号			

注 *印の欄は記入しないでください。

第2号様式 (第13条関係)

観覧料等免除申請書

年 月 日

新潟県知事 様

郵便番号
申請者 住 所
氏 名
(電話番号)

次のとおり (観覧料
特別観覧料) の免除を受けたいので、新潟県立近代美術館規則第13条の規定により申請します。

申請の理由	
観覧美術館	近代美術館 万代島美術館
観覧年月日	年 月 日 時 分から 時 分まで
対象及び人数	(生徒 人) (入所者等 人) (引率者 人) (医療担当者 人) (その他 人)
責任者氏名	

第3号様式 (第14条関係)

模写等許可申請書

年 月 日

新潟県知事 様

郵便番号
申請者 住 所
氏 名
(電話番号)

次のとおり美術品等を (模写
撮影
その他 ()) したいので、新潟県立近代美術館規則第14条第1項の規
定により申請します。

目 的			
年 月 日	年 月 日 時 分から 時 分まで		
種 別	作 者 名	作 品 名	点 数
方 法			

新潟県埋蔵文化財センター規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第22号

新潟県埋蔵文化財センター規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県埋蔵文化財センター条例（平成8年新潟県条例第39号。以下「条例」という。）の施行に伴い、新潟県埋蔵文化財センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(入館の制限)

第2条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に著しく迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) センターの施設及びセンターが所蔵する資料（以下「資料」という。）を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(資料の貸出し等)

第3条 知事は、学術研究その他の目的のために資料を利用しようとする者に対し、当該資料の貸出し等を行うことができる。

(指定管理者による管理)

第4条 条例第7条第1項の規定により同項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせる場合における前2条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の申請)

第5条 条例第9条第1項の規定による申請は、別記様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- (1) センターの管理の業務に関する事業計画書
- (2) 当該法人その他の団体（以下「法人等」という。）に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (3) 当該法人等に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(管理の細則)

第6条 条例及びこの規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事がセンターの管理を行う場合は知事が、指定管理者にセンターの管理を行わせる場合はあらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

新潟県知事 様

主たる事務所の所在地
申請者 団 体 の 名 称
代 表 者 の 氏 名

新潟県埋蔵文化財センターの指定管理者の指定を受けたいので、新潟県埋蔵文化財センター条例第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする

ことができる書類

4 その他知事が必要と認める書類

訓 令

- ◎新潟県訓令第2号
- ◎新潟県議会訓令第2号
- ◎新潟県人事委員会訓令第3号
- ◎新潟県監査委員訓令第2号

本 庁
 地 域 機 関
 県 議 会 事 務 局
 人 事 委 員 会 事 務 局
 監 査 委 員 事 務 局
 労 働 委 員 会 事 務 局

新潟県職員健康管理規程（昭和52年4月新潟県訓令第11号、昭和52年4月新潟県議会訓令第3号、昭和52年4月新潟県人事委員会訓令第3号、昭和52年4月新潟県監査委員訓令第3号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新 潟 県 知 事 花 角 英 世
 新 潟 県 議 会 議 長 佐 藤 純
 新 潟 県 人 事 委 員 会 委 員 長 氏 家 信 彦
 新 潟 県 代 表 監 査 委 員 八 木 浩 幸

次の表の改正前の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項（以下「移動別表項」という。）を当該移動別表項に対応する次の表の改正後の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示を除く。）に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（健康診断の実施）</p> <p>第4条 事業所の長は、次の各号に掲げる健康診断を、それぞれ当該各号に定めるところにより実施しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 臨時健康診断 事業所の長が、<u>感染症</u>の発生のおそれがある場合その他必要と認める場合において、必要と認める職員に対し、必要な方法により臨時に実施する。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">（健康管理区分の決定）</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 事業所の長等は、<u>第15条第1項</u>に規定する健康診断結果一覧表により職員の健康管理区分を決定しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p style="text-align: center;">（記録管理）</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 事業所の長等は、健康診断結果一覧表を5年間（別表第3の2の項及び4の項検査の項目の欄に掲げる検査に係る健康診断結果一覧表については30年間、別表第3の8の項検査の項目の欄に掲げる検査に係る健康診断結果一覧表については石綿等を取り扱う業務に従事する職員及び当該業務に</p>	<p style="text-align: center;">（健康診断の実施）</p> <p>第4条 事業所の長は、次の各号に掲げる健康診断を、それぞれ当該各号に定めるところにより実施しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 臨時健康診断 事業所の長が、<u>伝染病</u>の発生のおそれがある場合その他必要と認める場合において、必要と認める職員に対し、必要な方法により臨時に実施する。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">（健康管理区分の決定）</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 事業所の長等は、<u>医師の作成した健康診断結果表又は診断書その他の書類</u>により職員の健康管理区分を決定しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p style="text-align: center;">（記録管理）</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 事業所の長等は、健康診断結果一覧表を5年間（別表第3の1の項及び3の項検査の項目の欄に掲げる検査に係る健康診断結果一覧表については30年間、別表第3の7の項検査の項目の欄に掲げる検査に係る健康診断結果一覧表については石綿等を取り扱う業務に従事する職員及び当該業務に</p>

従事させたことのある職員が常時当該業務に従事しないこととなつた日から40年間)保存しなければならない。

3 (略)

(報告)

第18条 事業所の長は、次の各号に掲げる場合に労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)、有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号)その他衛生に関する厚生労働省令の定めるところにより、新潟県人事委員会が定める労働基準監督機関の職権区分に従い、新潟県人事委員会又はそれぞれの事業所の所在地を管轄する労働基準監督署に報告書を提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 別表第3の区分1から6まで及び8の検診を実施した場合

2 (略)

別表第3 (第4条関係)

特殊定期健康診断

区分	対象者	検査の項目	備考
1 じん肺 検診	常時粉じん作業に従事する職員	じん肺法(昭和35年法律第30号)第3条第1項各号に掲げる検査	年1回
2 (略)	(略)		
3 (略)	(略)		
4 (略)	(略)		
5 (略)	(略)		
6 (略)	(略)		
7 (略)	(略)		
8 (略)	(略)		
9 (略)	(略)		
10 (略)	(略)		
11 (略)	(略)		

従事させたことのある職員が常時当該業務に従事しないこととなつた日から40年間)保存しなければならない。

3 (略)

(報告)

第18条 事業所の長は、次の各号に掲げる場合に労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)、有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号)その他衛生に関する厚生労働省令の定めるところにより、新潟県人事委員会が定める労働基準監督機関の職権区分に従い、新潟県人事委員会又はそれぞれの事業所の所在地を管轄する労働基準監督署に報告書を提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 別表第3の区分1から3まで、6及び7の検診を実施した場合

2 (略)

別表第3 (第4条関係)

特殊定期健康診断

区分	対象者	検査の項目	備考
1 (略)	(略)		
2 (略)	(略)		
3 (略)	(略)		
4 (略)	(略)		
5 (略)	(略)		
6 (略)	(略)		
7 (略)	(略)		
8 (略)	(略)		
9 (略)	(略)		
10 (略)	(略)		

◎新潟県訓令第3号

土木部道路管理課
地域振興局

新潟県道路監理員規程（昭和37年10月新潟県訓令第26号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(監理員の指定)</p> <p>第3条 監理員は、次に掲げる職にある者をもつて充てる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域振興局地域整備部の部長、副部長（港湾空港担当の副部長を除く。）、<u>庶務課長、業務課長、維持管理課長、道路課長、道路・都市整備課長及び維持管理事務所長</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 地域振興局地域整備部の<u>庶務課及び業務課の道路管理担当の係長、副参事、主査、専門員、主任及び主事、維持管理課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師、道路課及び道路・都市整備課の課長代理並びに維持管理事務所の維持管理課の課長、技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びに工務課の課長、道路管理担当の技術専門員及び課長代理</u></p> <p>(6) 新潟地域振興局新津地域整備部の庶務課の道路管理担当の係長、<u>副参事、主査、専門員、主任及び主事、維持管理課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びに工務課の課長代理</u></p> <p>(7) 新潟地域振興局津川地区振興事務所の総務課の道路管理担当の係長、<u>副参事、主査、専門員、主任及び主事、維持管理課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びに土木整備課の道路管理担当の課長代理</u></p>	<p>(監理員の指定)</p> <p>第3条 監理員は、次に掲げる職にある者をもつて充てる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域振興局地域整備部の部長、副部長（港湾空港担当の副部長を除く。）、庶務課長、維持管理課長、道路課長、道路・都市整備課長及び維持管理事務所長</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 地域振興局地域整備部の庶務課の道路管理担当の係長、主査、専門員、主任及び主事、維持管理課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師、道路課の課長代理、<u>道路・都市整備課の課長代理並びに維持管理事務所の維持管理課の課長、技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びに工務課の課長、道路管理担当の技術専門員及び課長代理</u></p> <p>(6) 新潟地域振興局新津地域整備部の庶務課の道路管理担当の係長、主査、専門員、主任及び主事、維持管理課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びに工務課の課長代理</p> <p>(7) 新潟地域振興局津川地区振興事務所の総務課の道路管理担当の係長、主査、専門員、主任及び主事、維持管理課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びに土木整備課の道路管理担当の課長代理</p>

◎新潟県訓令第4号

本 庁
流域下水道事務所

新潟県流域下水道事業財務規則（令和2年新潟県規則第34号）による帳票その他の書類の様式（令和2年6月新潟県訓令第17号）の一部を次のように改正する。ただし、従前の様式により作成した用紙については、当分の間使用できるものとする。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
第28号様式 （第38条関係） 納入通知書兼領収証書 <u>電信</u> (略) 納付書（控） <u>電信</u> (略) 納付書 <u>電信</u> (略) 収納済通知書 <u>電信</u> (略)	第28号様式 （第38条関係） 納入通知書兼領収証書 <u>テレ為替</u> (略) 納付書（控） <u>テレ為替</u> (略) 納付書 <u>テレ為替</u> (略) 収納済通知書 <u>テレ為替</u> (略)
第35号様式 （第67条関係） 支払依頼書 (略) 新潟県会計管理者 (略)	第35号様式 （第67条関係） 支払依頼書 (略) 新潟県会計管理者 <u>印</u> (略)
第38号様式 （第67条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 資金領収書 (略) 銀行 (略) </div>	第38号様式 （第67条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 資金領収書 (略) 銀行 <u>印</u> (略) </div>
第39号様式 （第73条関係） 支払依頼確認書 (略) 新潟県会計管理者 (略)	第39号様式 （第73条関係） 支払依頼確認書 (略) 新潟県会計管理者 <u>印</u> (略)
第40号様式 （第77条関係） 返納通知書兼領収証書 <u>電信</u> (略) 返納金納付書（控） <u>電信</u> (略) 返納金納付書 <u>電信</u> (略) 返納金収納済通知書 <u>電信</u> (略)	第40号様式 （第77条関係） 返納通知書兼領収証書 <u>テレ為替</u> (略) 返納金納付書（控） <u>テレ為替</u> (略) 返納金納付書 <u>テレ為替</u> (略) 返納金収納済通知書 <u>テレ為替</u> (略)

告 示

◎新潟県告示第341号

特定非営利活動法人に係る縦覧及び閲覧又は謄写の用に供する場所（平成16年3月新潟県告示第571号）は、令和4年3月31日限りで廃止する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第342号

新潟県希少野生動植物保護条例（令和3年新潟県条例第8号）第10条第1項の規定により指定希少野生動植物の指定をしたので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

名称	指定の理由
サワラン (ラン科)	園芸目的の採取や生育地である湿地の変化により生育数が減少しているとともに、隣接県での採取規制によって当県での採取圧が高まる可能性があり絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
イチョウシダ (チャセンシダ科)	生育地が限られているとともに、生育地の環境変化により生育数が減少しており、絶滅のおそれがあるため、特に保護を図る必要がある。
エチゴマイマイ (オナジマイマイ科)	当県の固有種であり、また、過度の捕獲の対象となり生息数が減少しているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ヤセキセルモドキ (キセルモドキ科)	県内における生息地が限定されており生息数が少なく、捕獲圧が高まっているとともに、人為的な繁殖が困難であるため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。

◎新潟県告示第343号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定により、新潟県第13次鳥獣保護管理事業計画～適正な管理をすすめる、人と野生鳥獣が真に共生する社会を目指して～を策定したので、当該計画を次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧期間

令和4年3月29日から同年4月28日まで

2 縦覧の場所

県庁行政情報センター、各地域振興局健康福祉（環境）部、津川地区振興事務所

[本告示についての問合せ]

新潟県県民生活・環境部環境企画課鳥獣管理係（3月31日まで）

新潟県環境局環境対策課自然共生室（4月1日から）

新潟市中央区新光町4番地1

電話：025-280-5152

◎新潟県告示第344号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項の規定により、第三期新潟県ツキノワグマ管理計画、第三期新潟県イノシシ管理計画、第二期新潟県ニホンジカ管理計画及び第三期新潟県ニホンザル管理計画を策定したので、当該計画を次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 縦覧期間
令和4年3月29日から同年4月28日まで
- 2 縦覧の場所
県庁行政情報センター、各地域振興局健康福祉（環境）部、津川地区振興事務所
[本告示についての問合せ]
新潟県県民生活・環境部環境企画課鳥獣管理係（3月31日まで）
新潟県環境局環境対策課自然共生室（4月1日から）
新潟市中央区新光町4番地1
電話：025-280-5152

◎新潟県告示第345号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。
令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟ユニゾンプラザ
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
新潟市中央区上所2丁目2番2号
社会福祉法人新潟県社会福祉協議会
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定年月日
令和4年3月25日

◎新潟県告示第346号

国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号。以下「省令」という。）第10条、第16条及び第25条並びに新潟県国民健康保険法施行条例（平成29年新潟県条例第47号。以下「条例」という。）第10条、第12条、第15条、第16条及び第19条により、次の表の左欄に掲げる係数等の令和4年度の数を、同表の右欄に掲げる数とする。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

省令第10条の知事が定める一般納付金基礎額調整係数	1.0568004096325
省令第16条の知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.999999989356
省令第25条の知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数	0.999999961125
条例第10条の知事が定める医療費指数反映係数	1
条例第12条の知事が定める一般納付金所得係数	0.8731847406190
条例第15条の知事が定める一般納付金被保険者均等割指数	0.7
条例第16条の知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.8726411129324
条例第19条の知事が定める介護納付金納付金所得係数	0.8882548622093

◎新潟県告示第347号

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例第2条の規定により、当該試験、検査等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額（令和3年3月新潟県告示第358号）を次のとおり改め、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

試験、検査等の種類			手数料の額	
			単位	金額
1 分析	(1) 定性分析	繊維及び付着物	1 試料 1 成分	5,330円
	(2) 定量分析	ア 金属 （ア）鉄鋼	1 試料 1 成分	4,750円

	(イ) 非鉄金属	〃	7,790円
	イ 繊維及び付着物	1 試料 1 成分	6,290円
	ウ 溶液	1 試料 1 成分	3,800円
	エ 窯業材料(鋳物砂、耐火材料、鉱石、粘土、研磨剤、砂及び砂状物に限る。)	1 試料 1 成分	8,110円
	オ 硫酸銅試験又は亜鉛付着量試験	1 試料 1 測定	8,320円
	カ ホルマリン試験		
	(ア) 抽出による場合	1 試料 1 成分	6,210円
	(イ) ホルムアルデヒド放散量測定	1 試料	7,720円
	キ 試料調整		
	(ア) 硫酸銅試験	1 試料	4,230円
	(イ) その他	〃	6,850円
(3) 機器分析	ア 機器による定性分析又は定量分析		
	(ア) エックス線回折試験	1 試料 1 測定	8,130円
	(イ) 赤外分光分析		
	a マッピング測定を行わない場合	〃	6,700円
	b マッピング測定を行う場合	〃	14,810円
	(ウ) 蛍光エックス線分析		
	a 定性分析	〃	6,070円
	b 定量分析	1 試料 3 成分	2,560円
	(エ) エックス線マイクロアナライザー分析		
	a 定性分析	1 試料 1 測定	8,990円
	b マッピング及びプロファイル	1 試料 1 成分	5,490円
		1 成分増すごとに	2,770円
	(オ) プラズマ発光分光分析	1 試料 1 成分	9,930円
	(カ) イオンクロマトグラフィーによる定量分析	〃	4,600円
		1 成分増すごとに	810円
	(キ) ガスクロマトグラフ質量分析		
	a 液体注入法	1 試料 1 測定	15,400円
	b 熱分解法	〃	23,560円
	c 加熱脱着法	〃	23,820円
	d ヘッドスペース法	〃	25,760円
	e MS/MS法による分析の追加	1 試料 1 測定 1 親イオン	30,970円
	f 質量スペクトルの解析の追加	1 試料 3 成分まで	5,050円
		1 成分増すごとに	1,480円
	(ク) 炭素硫黄分析	1 試料 1 成分	5,810円
	(ケ) ラマン分光分析		
	a マッピング測定を行わない場合	1 試料 1 測定	3,950円
	b マッピング測定を行う場合	〃	14,400円
	(コ) エックス線光電子分析	1 試料 1 測定 1 層	4,900円
	イ 試料調整		
	(ア) エックス線回折試験	1 試料	2,830円
	(イ) 赤外分光分析	〃	9,260円
	(ウ) 蛍光エックス線分析	〃	4,400円
	(エ) エックス線マイクロアナライザー分析	〃	2,800円

		(オ) プラズマ発光分光分析		
		a アルカリ融解を行う場合	〃	12,050円
		b その他の溶解を行う場合	〃	4,030円
		(カ) ガスクロマトグラフ質量分析	〃	6,550円
2 測定	(1) 機械的測定	ア 寸法又は形状の測定		
		(ア) 寸法の測定	1 試料 1 固定 5 箇所まで	4,030円
			1 箇所増すごとに	540円
		(イ) 点群又は形状曲線の測定	1 固定30分まで	4,090円
			30分増すごとに	1,370円
		(ウ) 点群からの寸法算出の追加	1 箇所	2,170円
		イ 真円度の測定	1 試料 1 断面	3,970円
		ウ 表面粗さの測定	1 試料 5 箇所まで	3,010円
			1 箇所増すごとに	550円
		エ ストレインメータによるひずみ量荷重の測定	1 試料 3 箇所	5,280円
		オ 残留応力測定	1 測定	3,970円
		カ エックス線による透過試験	1 試料 5 箇所	4,000円
		キ トルクの測定	1 試料	5,420円
	ク 張力の測定	1 試料	6,070円	
	ケ 振動の測定	1 測定	3,980円	
	コ 圧力の測定	1 試料	3,970円	
	サ 回転数の測定	1 試料	2,640円	
	シ 粘度測定試験	1 試料	3,980円	
	ス エックス線CT試験	1 時間まで	10,630円	
		1 時間を超え 1 時間増すごとに	6,690円	
	(2) 電氣的測定	ア 電圧、電流、抵抗又は電力の測定	1 試料 1 時間	2,680円
		イ 周波数特性、誘電率又は透磁率の測定	1 試料 1 時間	4,100円
		ウ 磁束密度の測定	1 試料	2,650円
エ 雑音端子電圧、伝導妨害波又は雑音電力の測定				
(ア) 電波暗室（登録）を使用しない場合		1 試料 1 時間	4,130円	
(イ) 3メートル電波暗室（登録）を使用する場合		〃	7,510円	
(ウ) 10メートル電波暗室（登録）を使用する場合		〃	23,840円	
オ 放射電界強度の測定				
(ア) 電波暗室（登録）を使用しない場合		1 試料 1 時間	4,310円	
(イ) 3メートル電波暗室（登録）を使用する場合		〃	7,790円	
(ウ) 10メートル電波暗室（登録）を使用する場合	〃	23,840円		
カ 騒音の測定	1 測定 1 時間	3,950円		

(3) 光学的測定	ア 顕微鏡試験		
	(ア) 走査型電子顕微鏡観察		
	a 元素分析装置を使用しない場合	1 試料 3 視野まで	6,350円
		1 試料 3 視野を超え 1 視野増すごとに	290円
	b 元素分析装置を使用する場合	1 試料 3 視野まで	9,290円
		1 試料 3 視野を超え 1 視野増すごとに	880円
	(イ) 金属顕微鏡観察	1 断面 3 視野まで	6,910円
		1 断面 3 視野を超え 1 視野増すごとに	790円
	(ウ) 実体顕微鏡観察又はデジタルマイクロスコープ観察	1 試料 3 視野まで	2,690円
		1 試料 3 視野を超え 1 視野増すごとに	80円
	(エ) 走査型プローブ顕微鏡観察	1 試料 3 視野まで	7,980円
		1 試料 3 視野を超え 1 視野増すごとに	800円
	(オ) レーザー顕微鏡観察	1 試料 3 視野まで	3,980円
		1 試料 3 視野を超え 1 視野増すごとに	790円
	(カ) 電界放出形電子顕微鏡観察		
	a 元素分析装置を使用しない場合	1 試料 3 視野まで	14,060円
		1 試料 3 視野を超え 1 視野増すごとに	750円
	b 元素分析装置を使用する場合	1 試料 3 視野まで	18,120円
		1 試料 3 視野を超え 1 視野増すごとに	2,240円
	c EBSD解析の追加	1 時間	8,820円
d 試料調整	1 試料 1 断面	4,010円	
(キ) 顕微鏡による寸法測定	1 試料 5 箇所まで	6,910円	
	1 試料 5 箇所を超え 1 箇所増すごとに	790円	
	イ 紫外可視分光測定	1 試料 5 箇所	3,230円

	(4) 熱的測定	ウ 測色計による測色又は色差測定	1 試料 5 箇所	2,700円		
		エ 照度、光沢度、曇度、反射率又は透過率の測定	1 試料 5 箇所	2,650円		
		ア 熱分析（示差走査熱量分析、示差熱分析又は熱膨張率測定）	1 試料	5,570円		
		イ 熱伝導率	1 試料	4,050円		
		ウ 温度の測定 (ア) サーモグラフィによる場合	1 時間まで 1 時間を超え 1 時間増すごとに	5,280円 1,320円		
		(イ) その他の場合	5 箇所 1 時間まで 5 箇所を超え 1 箇所増すごとに 1 時間を超え 1 時間増すごとに	2,920円 260円 280円		
		エ 熱応力試験	1 試料	3,970円		
		オ 試料調整	1 試料	3,980円		
		3 試験	(1) 強度試験	ア 引張り試験、圧縮試験、抗折試験、曲げ試験又はせん断試験	1 試料	4,090円
				イ 衝撃試験	1 試料	4,100円
ウ 硬さ試験 (ア) 研磨の必要なもの	1 試料 1 断面 3 箇所まで 1 試料 1 断面 3 箇所を超え 1 箇所増すごとに			3,570円 260円		
(イ) 研磨の不要なもの	1 試料 1 断面 3 箇所まで 1 試料 1 断面 3 箇所を超え 1 箇所増すごとに			2,640円 260円		
エ 超微小硬さ試験	1 試料 5 箇所			3,960円		
オ 疲労試験 (ア) 恒温槽を使用しない場合 (イ) 恒温槽を使用する場合	1 試料 1 時間 "			520円 930円		
(2) 材料性状試験	ア プラスチック又は複合材 (ア) 密度測定 (イ) ガラス含有量測定 (ウ) 接触角測定			1 試料 " "	5,330円 6,600円 3,970円	
	イ 窯業材料又は土石類 (ア) 乾燥収縮率試験 (イ) 焼成収縮率試験 (ウ) 吸水率測定 (エ) 比重測定 (オ) 水分測定 (カ) 粒度測定又は粘土分測定		1 試料 " " " " "	2,680円 3,980円 2,660円 2,660円 1,880円 3,060円		
	ウ 木材物性試験（密度、含水率、吸湿性及び収縮率に限る。）		1 試料	4,070円		

	エ 繊維		
	(ア) 加ねん回数試験	1 試料	2,660円
	(イ) 織度測定試験		
	a 織度測定	〃	2,660円
	b 織度むら測定	〃	3,180円
	(ウ) 糸検尺試験	1,000メートル	2,640円
	(エ) 含水率測定試験	1 試料	3,500円
	(オ) 原料定性試験		
	a 物理試験	〃	4,000円
	b 化学試験	〃	4,800円
	(カ) 混紡率試験		
	a 物理試験	1 試料 1 成分	5,450円
	b 化学試験	〃	6,270円
	(キ) 染料の部属試験	1 試料	4,000円
	(ク) 連続引張試験	〃	5,280円
	オ 粒度分析	1 試料	6,200円
	カ 試料調整		
	(ア) プラスチック又は複合材	1 試料	3,980円
	(イ) 窯業材料又は土石類	〃	4,210円
(3) 加工特性試験	ア 金属材料の成形性試験	1 試料	7,140円
	イ 繊維		
	(ア) 抱合力試験又は糸平滑性試験	1 試料	3,950円
	(イ) 巻縮率試験又は弾性率試験	〃	3,280円
	(ウ) 編目長試験又は織縮率試験	〃	2,640円
	(エ) 精練漂白試験又は浸染試験	〃	2,700円
(4) 電気試験	ア 絶縁耐圧試験	1 試料	1,870円
	イ イミュニティ試験又は耐ノイズ試験		
	(ア) 電波暗室(登録)を使用しない場合	1 試料 1 時間	4,220円
	(イ) 3メートル電波暗室(登録)を使用する場合	〃	7,630円
	(ウ) 10メートル電波暗室(登録)を使用する場合	〃	23,840円
(5) 表面処理試験	ア 膜厚試験		
	(ア) 顕微鏡による試験	1 試料 1 箇所 1 成分	6,910円
	(イ) 蛍光エックス線膜厚測定	〃	4,480円
	イ 密着性試験	1 試料 1 箇所	3,940円
	ウ 試料調整	1 試料	2,780円
(6) 塗装試験	硬さ、密着、耐摩耗又は耐薬品性試験	1 試料	5,010円
(7) 耐食試験	ア 塩水噴霧試験	1 試料 1 時間	290円
	イ 試験中の試料状態の記録	1 回	1,300円
	ウ 試料調整	1 試料	2,780円
(8) 耐候性試験	ア 恒温恒湿槽を使用する場合	1 バッチ 1 時間	350円
	イ ビルトインチャンバーを使用する場合	1 バッチ 1 時間	980円
	ウ サンシャインウエザーメータを使用する場合	1 バッチ 1 時間	700円
	エ キセノンウエザーメータを使用する場合	1 バッチ 1 時間	1,270円

	オ カーボンアーク灯光による耐光試験		
	(ア) 照射10時間以下	1 試料	250円
	(イ) 照射10時間を超え20時間以下	〃	380円
	(ウ) 照射20時間を超え40時間以下	〃	660円
	(エ) 照射40時間を超え100時間以下	〃	1,480円
	カ 試料調整	1 試料	2,660円
(9) 耐久性試験	ア 熱衝撃試験	1 バッチ 1 時間	640円
	イ 加速寿命試験	1 バッチ 1 時間	160円
	ウ 振動衝撃試験	1 試料 1 時間	2,780円
(10) 製品性能試験	ア 家具		
	(ア) 繰返し衝撃試験	1 試料4,000回	5,080円
	(イ) 繰返し開閉試験	1 試料10,000回	4,010円
	(ウ) 繰返し荷重試験	1 試料50回	4,010円
	イ 窯業製品(冷凍融解試験)	1 バッチ 1 時間	330円
	ウ 繊維製品		
	(ア) 風合試験	1 試料	7,910円
	(イ) 毛羽測定試験	〃	2,660円
	(ウ) 通気性試験又は保温度試験	〃	3,970円
	(エ) 燃焼性試験		
	a ドライクリーニングを要する場合	〃	5,280円
	b ドライクリーニングを要しない場合	〃	3,970円
	(オ) 摩擦溶融試験	〃	3,950円
	(カ) 引き裂き強度試験、防すう度試験又は破裂試験	〃	4,020円
	(キ) 収縮度試験、摩耗試験(ニット)又は水分平衡質量試験	〃	4,060円
	(ク) 滑脱抵抗力試験又は剥離試験	〃	4,560円
	(ケ) 耐水度試験又ははつ水度試験	〃	2,640円
	(コ) 繊維の静電気測定試験		
	a 恒温恒湿槽を使用する場合	〃	5,540円
	b 恒温恒湿槽を使用しない場合	〃	3,170円
	(サ) 染色堅ろう度試験		
	a 洗濯試験、熱湯試験、汗試験、染色摩擦試験、酸化窒素ガス試験又はホットプレッシング試験	1 試料増すごとに	260円
	b 漂白試験又は塩素処理水試験	1 試料 1 試料増すごとに	4,650円 830円
	(シ) 透湿性試験	1 試料	4,200円
	(ス) 厚さ試験	〃	2,640円
	(セ) ピリング試験又はスナッグ試験	〃	3,970円
	(ソ) P F E 試験	1 試料	12,450円
	(タ) B F E 試験		
	a 高圧蒸気滅菌器を使用する場合	〃	19,080円
	b パルスドキセノン殺菌装置を使用する場合	〃	20,140円
	c 高圧蒸気滅菌器又はパルスドキセノン殺菌装置を使用しない場合	〃	18,820円
(11) 測定機	ロックウェル硬度計	1 台	11,750円

	器試験			
4 計算及び解析	写真撮影	高速ビデオ撮影	1件1時間	4,110円
5 企画及び設計	(1) デザイン	コンピュータ等の機器を利用した図面、色見本又は繊維図案等の試作	1柄 配色変更1回ごとに	4,530円 270円
		ア 組織分解 (ア) 経方向×緯方向400以下 (イ) 経方向×緯方向401以上1,600以下 (ウ) 経方向×緯方向1,601以上3,600以下 下 (エ) 経方向×緯方向3,601以上6,400以下 下 (オ) 経方向×緯方向6,401以上10,000以下 (カ) 経方向×緯方向10,001以上22,500以下 (キ) (ア)から(カ)まで以外のもの	1試料	3,470円
	1試料		4,800円	
	1試料		5,600円	
	イ 織物密度試験 (ア) 経糸及び緯糸それぞれ1センチメートル当たり20本以下 (イ) 経糸及び緯糸それぞれ1センチメートル当たり21本以上	1試料	6,660円	
1試料		7,990円		
6 カラー複写		カラー複写(試験及び技術指導に係る複写に限り、1原稿につき3枚を限度とする。)	1枚	実費相当額
7 成績書の副本		成績書の副本	1通	1,430円

◎新潟県告示第348号

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則第4条の規定により、当該機械器具に要する費用の額等を考慮して別に定める額(令和3年3月新潟県告示第359号)を次のように改め、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

機 械 器 具	貸付料の額(1時間につき)
1 金属加工機械	
(1) 旋盤	1,570円
(2) フライス盤	1,410円
(3) 試料切断機	1,550円
(4) 試料研磨機	1,460円
(5) プレス機	2,460円
(6) ボール盤	1,360円
2 繊維加工機械	
(1) のり付け試験機	1,620円
(2) 高温染色試験機	1,460円
(3) 染色用ソフト巻機	1,370円
(4) 検ねん機	1,370円
(5) 意匠ねん糸機	1,600円
(6) 織機	1,720円
(7) 無縫製編機	1,560円
(8) 後加工用絞り装置	1,390円
3 測定試験機器	

(1) 万能投影機	1,370円
(2) 金属顕微鏡	1,370円
(3) 硬さ計	1,350円
(4) 万能材料試験機	1,490円
(5) 形状粗さ測定機	1,550円
(6) 恒温恒湿槽	290円
(7) 三次元座標測定機	1,490円
(8) 工具顕微鏡	1,400円
(9) 真円度測定機	1,370円
(10) 高速度ビデオ装置	1,510円
(11) フィールドバランスー	1,370円
(12) ビルトインチャンバー	920円
(13) 炭素硫黄分析装置	1,690円
(14) EMC試験システム	1,840円
(15) X線マイクロアナライザー	1,510円
(16) I C I 型メース試験機	1,370円
(17) pH・ORPメータ	1,350円
(18) X線回折装置	1,460円
(19) X線残留応力測定装置	1,370円
(20) 圧電型動力計	1,370円
(21) 糸むら測定装置	1,370円
(22) インピーダンス測定装置	1,380円
(23) オシロスコープ	1,410円
(24) 分光測色計	1,350円
(25) 屈折率計	1,370円
(26) 蛍光X線分析装置	1,520円
(27) 毛羽試験機	1,370円
(28) 測色計	1,350円
(29) 磁気測定器(磁束計)	1,350円
(30) 分光光度計	1,450円
(31) 実体顕微鏡(デジタルマイクロスコープ)	1,430円
(32) 自動強伸度試験機	1,370円
(33) データロガー	1,370円
(34) 衝撃試験機	1,460円
(35) 落球衝撃試験機	1,370円
(36) スペクトラムアナライザー	1,370円
(37) 静電気測定器	1,350円
(38) 騒音計	1,350円
(39) 摩擦堅ろう度試験機	1,380円
(40) 洗濯堅ろう度試験機	1,490円
(41) 走査型電子顕微鏡	1,680円
(42) 張力計	1,370円
(43) デジタルマルチメータ	1,350円
(44) デニールコンピュータ	1,370円
(45) 電子分析天びん	1,370円
(46) 電波暗室(次号及び第48号に掲げるものを除く。)	1,390円
(47) 3メートル電波暗室(登録)	2,280円
(48) 10メートル電波暗室(登録)	13,590円
(49) 熱応力測定器	1,370円

(50) 熱画像装置	1,360円
(51) ネットワークアナライザ	1,700円
(52) 熱分析装置	1,380円
(53) 信号発生器	1,350円
(54) I C I 型ピリングテスター	1,370円
(55) 風合計量測定装置	1,370円
(56) 赤外分光光度計	1,420円
(57) プラズマ発光分光分析装置	1,640円
(58) 振動計	1,380円
(59) 粒度分布測定装置	1,600円
(60) ロータップ型標準ふるい器	1,370円
(61) 電力計	1,350円
(62) 疲労試験機 (恒温槽を使用しない場合)	410円
(63) 疲労試験機 (恒温槽を使用する場合)	820円
(64) 破裂試験機	1,430円
(65) 45° 燃焼性試験機	1,370円
(66) 定温乾燥器	1,410円
(67) ファイバースコープ	1,340円
(68) 加速寿命試験機	110円
(69) エキシマ光源照射装置	1,370円
(70) 接触角計	1,370円
(71) フェライトスコープ	1,370円
(72) ロータ型粘度計	1,370円
(73) フォースゲージ	1,350円
(74) 保温性試験機	1,360円
(75) C C M装置	1,350円
(76) 風速計	1,350円
(77) 自動蒸留試験装置	1,370円
(78) イオンクロマトグラフ	1,350円
(79) 含水率計	1,370円
(80) X線透視装置	1,390円
(81) 高圧プローブ	1,370円
(82) 光沢度計	1,370円
(83) 三次元構造解析顕微鏡	1,350円
(84) 照度計	1,350円
(85) 織布耐水度試験機	1,340円
(86) 振動試験機	2,000円
(87) 絶縁耐圧試験器	1,380円
(88) 絶縁抵抗計	1,340円
(89) 走査型プローブ顕微鏡	1,390円
(90) 超音波厚さ計	1,340円
(91) 通気性試験機	1,370円
(92) デジタル温度計	1,340円
(93) 電磁膜厚計	1,430円
(94) 透過率測定器 (ヘイズ計)	1,340円
(95) 熱衝撃試験機	530円
(96) 熱物性測定装置	1,450円
(97) G - T E Mセル	1,340円
(98) 漏れ電流測定器	1,350円

(99)	レーザー顕微鏡	1,380円
(100)	レーザーラマン分光光度計	1,350円
(101)	非接触三次元測定機	1,520円
(102)	高圧蒸気滅菌器	1,430円
(103)	デジタルトルクレンチ	1,340円
(104)	静電容量型変位計	1,340円
(105)	レーザー変位計	1,340円
(106)	ウォーターバス	1,380円
(107)	薄膜測定システム	1,360円
(108)	ドラフトチャンバー	1,540円
(109)	シールド効果評価器	1,370円
(110)	気中パーティクルカウンター	1,360円
(111)	低温恒温水槽	100円
(112)	超音波洗浄器	1,350円
(113)	分光放射輝度計	1,340円
(114)	プリズムカプラー式屈折率測定装置	1,360円
(115)	デジタルタコメータ	1,340円
(116)	液体クロマトグラフ	1,380円
(117)	酸化窒素ガス染色堅ろう度試験機	1,340円
(118)	CNC画像測定機	1,360円
(119)	GMサーベイメータ	1,360円
(120)	シンチレーションサーベイメータ	1,340円
(121)	摩耗試験機	1,340円
(122)	引裂度試験機	1,410円
(123)	摩擦溶融試験機	1,340円
(124)	デジタル測長器	1,340円
(125)	スプレーテスター	1,340円
(126)	洗濯試験機	1,440円
(127)	可搬式粗さ計	1,340円
(128)	ロードセル	1,340円
(129)	薄膜硬度計	1,360円
(130)	3Dスキャニングシステム	1,520円
(131)	マイクロフォーカスX線CT装置	5,430円
(132)	高温用エリクセン試験機	1,490円
(133)	電流プローブ	1,340円
(134)	柔軟度試験機	1,340円
(135)	電子負荷	1,380円
(136)	抱合力試験機	1,340円
(137)	多連型乾熱試験機	1,370円
(138)	ラローズ法吸水性測定装置	1,340円
(139)	紫外線鑑別器	1,340円
(140)	保護導通試験器	1,340円
(141)	織物摩耗試験機	1,460円
(142)	繊維厚さ測定器	1,350円
(143)	非接触ひずみ測定システム	2,060円
4	その他	
(1)	デザインCADシステム	1,400円
(2)	直流電源	1,370円
(3)	交流安定化電源	1,490円

(4) 電気マッフル炉	1,440円
(5) クリーンベンチ	1,370円
(6) 標準光源装置	1,390円
(7) 真空ポンプ	1,350円
(8) 真空デンケータ	1,340円
(9) マスクアライナー	1,370円
(10) スピンコーター	1,360円
(11) ホットプレート	1,360円
(12) 真空乾燥器	1,360円
(13) ロータリエバポレータ	1,340円
(14) 遠心分離器	1,380円
(15) ディープラーニング用コンピュータ	1,390円
(16) パルスドキセノン殺菌装置	1,780円
(17) ナノインプリント装置	1,420円
(18) 遠隔操作システム	100円

◎新潟県告示第349号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、十日町市の十日町農業振興地域（平成8年新潟県告示第1076号）、川西農業振興地域（平成6年新潟県告示第1082号）、中里農業振興地域（昭和50年新潟県告示第573号）、松代農業振興地域（昭和61年新潟県告示第837号）、松之山農業振興地域（昭和47年新潟県告示第573号）の区域を次のとおり変更する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

1 変更した地域の名称

十日町市農業振興地域

2 区域

十日町市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図。以下同様。）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び十日町地域振興局農業振興部で縦覧する。

3 変更年月日

令和4年3月29日

◎新潟県告示第350号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
関川村	2者	打上344番ほか9筆 0.8ha
新発田市	37者	中田町1丁目1194番1ほか328筆 37.1ha
阿賀野市	60者	福永竜下742番ほか808筆 92.4ha
胎内市	1者	船戸蔵ノ坪379番3ほか8筆 1.3ha
聖籠町	29者	二本松外畑2830番ほか219筆 17.1ha
新潟市	160者	北区太田1249番1ほか2052筆 179.9ha
五泉市	4者	中川新五三蔵4139番1ほか112筆 11.5ha
三条市	12者	井栗折戸甲120番ほか91筆 6.6ha
燕市	20者	小池下通3182番ほか118筆 15.6ha
田上町	4者	田上蛇喰へい3098番ほか54筆 6.8ha

弥彦村	1者	矢作塚田5947番1ほか39筆 2.8ha
長岡市	18者	福道町浦(土地改良)3144番ほか147筆 27.3ha
見附市	27者	内町山ノ脇1298番1ほか445筆 56.8ha
小千谷市	1者	塩殿ソリ田甲438番2ほか2筆 0.4ha
魚沼市	2者	堀之内山田3109番1ほか1筆 0.1ha
南魚沼市	4者	四十日中村893番1ほか49筆 4.9ha
十日町市	2者	下条1丁目2009番ほか21筆 2.6ha
津南町	1者	下船渡己6173番ほか18筆 5.5ha
上越市	16者	西田中五反田376番ほか191筆 18.8ha
妙高市	4者	大字乙吉飯塚636番ほか61筆 9.0ha
糸魚川市	2者	田中下川原580番1ほか9筆 1.2ha
佐渡市	44者	加茂歌代赤井下502番1ほか299筆 42.2ha
合計	451者	5,103筆 540.7ha

2 認可年月日
令和4年3月29日

◎新潟県告示第351号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項に基づき、くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和4管理年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 くろまぐろ(小型魚)

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県くろまぐろ(小型魚)漁業	61.180トン

2 くろまぐろ(大型魚)

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県くろまぐろ(大型魚)漁業	92.340トン

3 するめいか

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県するめいか漁業	現行水準

4 すけとうだら日本海北部系群

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県すけとうだら漁業	現行水準

◎新潟県告示第352号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和4年3月29日

新潟県上越地域振興局長

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市大字夷浜字北原159の1、160から163まで、168

2 指定の目的

飛砂の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定

める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県上越地域振興局農林振興部及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第353号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営矢田地区区画整理(経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和4年3月30日から令和4年4月26日まで

3 縦覧に供する場所

柏崎市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第354号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、新発田市を地域とする県営区画整理(経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」)事業米倉地区に係る換地処分をした。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第355号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
西山内郷地区	農業用排水施設整備・農用地保全施設整備・区画整理(中山間地域総合整備)事業	柏崎市	令和4年2月16日

◎新潟県告示第356号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により定めた新潟県土地利用計画（平成29年3月新潟県告示第387号）を次のとおり変更する。

なお、変更後の土地利用基本計画図は、新潟県土木部用地・土地利用課及び関係市町村において縦覧に供する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県土地利用基本計画図の変更

- 1 農業地域について次の区域を拡大する。

区域	面積（ヘクタール）
十日町市の一部	1,177

- 2 森林地域について次の区域を縮小する。

区域	面積（ヘクタール）
柏崎市の一部	1

◎新潟県告示第357号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項及び第3項により、次の河川の洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 洪水浸水想定区域を定める河川

信濃川水系通船川

信濃川水系栗ノ木川

信濃川水系鳥屋野川

信濃川水系鳥屋野潟放水路

信濃川水系鷲ノ木大通川

信濃川水系西大通川

信濃川水系矢川

信濃川水系払川

信濃川水系茶屋川

信濃川水系藤内川

信濃川水系祓川

信濃川水系大森川

信濃川水系湯川

信濃川水系北湯川

信濃川水系出来津川

信濃川水系城川

落堀川水系落堀川

落堀川水系舟戸川

落堀川水系柴橋川

落堀川水系見透川

落堀川水系金山川

落堀川水系貝屋川

落堀川水系新金山川

落堀川水系下谷川

落堀川水系箱岩川

落堀川水系堀川

落堀川水系十文字川

落堀川水系大井川

落堀川水系今泉川

- 2 指定年月日

令和4年3月29日

◎新潟県告示第358号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下鍬江沢地区	胎内市鍬江 関川村鍬江沢	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
原田(1)地区	十日町市野口 小千谷市真人町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

3 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
辻又(1)地区	南魚沼市市野江丙 魚沼市明神	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

4 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小滝沢地区	柏崎市米山町 上越市柿崎区竹鼻	次の図のとおり	土石流
大清水地区	柏崎市米山町 上越市柿崎区竹鼻	次の図のとおり	地すべり

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第359号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

1 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
辻又(1)地区	南魚沼市市野江丙 魚沼市明神	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小滝沢地区	柏崎市米山町 上越市柿崎区竹鼻	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第360号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
 種類 燕弥彦都市計画道路(燕市決定)
 名称 3・3・8号 燕駅前通り線
 3・4・9号 大曲佐渡線
 3・3・10号 佐渡線
 3・4・11号 水道町線
 3・4・14号 白山中央通り線
 3・5・15号 小関水道町線

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第361号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり変更し、施行する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 (1) 種類 胎内都市計画道路事業
 (2) 名称 3・4・4号西中央通り線
- 2 施行者の名称
 新潟県
- 3 事業施行期間
 平成27年9月7日から令和5年3月31日まで
- 4 事業地の所在
 (1) 収用の部分
 変更なし
 (2) 使用の部分
 なし

◎新潟県告示第362号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり変更し、施行する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 村上都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・22号東大通り線
- 2 施行者の名称
新潟県
- 3 事業施行期間
平成27年8月21日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

◎新潟県告示第363号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 施行者の名称
魚沼市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 魚沼都市計画下水道事業
 - (2) 名称 魚沼市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和59年12月4日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

◎新潟県告示第364号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 施行者の名称
村上市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 村上都市計画下水道事業
 - (2) 名称 村上市公共下水道(荒川処理区)
- 3 事業施行期間
平成6年2月15日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分

変更なし

◎新潟県告示第365号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称
胎内市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 胎内都市計画下水道事業
 - (2) 名称 胎内市公共下水道
 - 3 事業施行期間
平成15年8月5日から令和10年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし
-

◎新潟県告示第366号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
種類 胎内都市計画下水道
名称 胎内市公共下水道
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局下水道課
-

◎新潟県告示第367号

新潟県指定金融機関等事務取扱規程（昭和57年3月新潟県告示第1006号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削り、同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別記様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前																																																																														
<p>(回金支払)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 事務集中店は、債権者から支払案内書により支払の請求を受けたときは、次に掲げる事項を確認の上、当該支払案内書の所定欄に<u>署名（法人にあつては、記名）</u>を受け、これと引換えに支払をしなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(印鑑の印影の照合)</p> <p>第24条 事務集中店は、小切手、小切手振出済通知書、支払案内書又は資金交付書に押印された会計管理者の印鑑の印影の照合を、会計管理者から通知された職印及び私印の印影により行わなければならない。</p> <p>別表第4（第42条関係）</p> <p>1 事務集中店において設備する帳簿</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名</th> <th style="text-align: center;">称</th> <th style="text-align: center;">様</th> <th style="text-align: center;">式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>別表第5（第43条関係）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事務集中店が提出する報告書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名</th> <th style="text-align: center;">称</th> <th style="text-align: center;">様</th> <th style="text-align: center;">式</th> <th style="text-align: center;">部数</th> <th style="text-align: center;">提出先</th> <th style="text-align: center;">提出期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入月計票</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">税務出</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名	称	様	式	(略)				(略)				名	称	様	式	部数	提出先	提出期限	(略)							収入月計票	(略)	1	税務出	(略)			<p>(回金支払)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 事務集中店は、債権者から支払案内書により支払の請求を受けたときは、次に掲げる事項を確認の上、当該支払案内書の所定欄に<u>記名押印</u>を受け、これと引換えに支払をしなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(印鑑の印影の照合)</p> <p>第24条 事務集中店は、小切手、小切手振出済通知書、支払案内書、<u>資金交付書又は公金振替書</u>に押印された会計管理者の印鑑の印影の照合を、会計管理者から通知された職印及び私印の印影により行わなければならない。</p> <p>別表第4（第42条関係）</p> <p>1 事務集中店において設備する帳簿</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名</th> <th style="text-align: center;">称</th> <th style="text-align: center;">様</th> <th style="text-align: center;">式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出月計票</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">別記第12号様式</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">歳入歳出外現金等受払月計票</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">別記第13号様式</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基金受払月計票</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">別記第13号様式の2</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>別表第5（第43条関係）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事務集中店が提出する報告書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名</th> <th style="text-align: center;">称</th> <th style="text-align: center;">様</th> <th style="text-align: center;">式</th> <th style="text-align: center;">部数</th> <th style="text-align: center;">提出先</th> <th style="text-align: center;">提出期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入月計票</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">会計管</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名	称	様	式	(略)				支出月計票	別記第12号様式			歳入歳出外現金等受払月計票	別記第13号様式			基金受払月計票	別記第13号様式の2			(略)				名	称	様	式	部数	提出先	提出期限	(略)							収入月計票	(略)	2	会計管	(略)		
名	称	様	式																																																																												
(略)																																																																															
(略)																																																																															
名	称	様	式	部数	提出先	提出期限																																																																									
(略)																																																																															
収入月計票	(略)	1	税務出	(略)																																																																											
名	称	様	式																																																																												
(略)																																																																															
支出月計票	別記第12号様式																																																																														
歳入歳出外現金等受払月計票	別記第13号様式																																																																														
基金受払月計票	別記第13号様式の2																																																																														
(略)																																																																															
名	称	様	式	部数	提出先	提出期限																																																																									
(略)																																																																															
収入月計票	(略)	2	会計管	(略)																																																																											

			納員	
(略)				
収入決算票	(略)	1	税務出納員	(略)
(略)				

3・4 (略)

第11号様式 (略)

第12号様式及び第13号様式 削除

第22号様式 (略)

第23号様式から第25号様式まで 削除

			理者及び税務出納員	
支出月計票	別記第12号様式	1	会計管理者	翌月5日
歳入歳出外現金等受払月計票	別記第13号様式	1	会計管理者	翌月5日
基金受払月計票	別記第13号様式の2	1	会計管理者	翌月5日
(略)				
収入決算票	(略)	2	会計管理者及び税務出納員	(略)
支出決算票	別記第23号様式	1	会計管理者	翌年度5月10日及び6月10日
歳入歳出外現金等決算票	別記第24号様式	1	会計管理者	翌年度5月10日及び6月10日
基金決算票	別記第25号様式	1	会計管理者	翌年度4月10日
(略)				

3・4 (略)

第11号様式 (略)

第12号様式 (第42条関係)

支出月計票

(略)

第13号様式 (第42条関係)

歳入歳出外現金等受払月計票

(略)

第13号様式の2 (第42条関係)

基金受払月計票

(略)

第22号様式 (略)

<p>第26号様式 (第43条関係) 県税徴収金口座振替結果報告総括表 (略) 新潟県総務部税務課税務出納員 様 (略)</p>	<p>第23号様式 (第43条関係) 支出決算票 (略)</p> <p>第24号様式 (第43条関係) 歳入歳出外現金等決算票 (略)</p> <p>第25号様式 (第43条関係) 基金決算票 (略)</p> <p>第26号様式 (第43条関係) 県税徴収金口座振替結果報告総括表 (略) 新潟県総務管理部税務課税務出納員 様 (略)</p>
---	---

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第4号

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月29日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程

新潟県立病院の料金に関する規程（昭和39年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の太枠で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(料金) 別表（第2条関係） 1～9 （略）</p> <p>10 健康診断料 (1)～(2) （略） (3) 特殊健康診断料 ア 妊婦検診料及び産後検診料 1人につき <u>5,000円</u> イ （略） ウ 先天性代謝異常検査料 1人につき <u>3,500円</u> エ 希少性疾患スクリーニング検査料 1人につき <u>9,000円</u> オ （略）</p> <p>(4) 短期人間ドック料 ア （略） イ 通院1日コース 1人につき 44,000円 (HCV抗体検査を行う場合は、<u>1,160円</u>を加算する。) ウ がんドック (ア) Aコース（BコースとCコースの内容を合わせたもの） 1人につき <u>58,800円</u> (イ) Bコース（胃がん・肺がんの健診） 1人につき <u>39,960円</u> (ウ) （略）</p> <p>11 予防接種料 1件につき <u>240円</u>に使用薬剤の購入価格を加えた額に1.1を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。） ただし、公費対象予防接種の場合は、病院長は2割を限度として料金を増減することができる。 なお、新潟県の広域的個別予防接種で定められた額が2割を超える場合は、当該額を限度として料金を増減することができる。</p>	<p>(料金) 別表（第2条関係） 1～9 （略）</p> <p>10 健康診断料 (1)～(2) （略） (3) 特殊健康診断料 ア 妊婦検診料及び産後検診料 1人につき <u>5,500円</u> イ （略） ウ 先天性代謝異常検査料 1人につき <u>3,850円</u> エ 希少性疾患スクリーニング検査料 1人につき <u>9,900円</u> オ （略）</p> <p>(4) 短期人間ドック料 ア （略） イ 通院1日コース 1人につき 44,000円 (HCV抗体検査を行う場合は、<u>1,190円</u>を加算する。) ウ がんドック (ア) Aコース（BコースとCコースの内容を合わせたもの） 1人につき <u>58,810円</u> (イ) Bコース（胃がん・肺がんの健診） 1人につき <u>39,970円</u> (ウ) （略）</p> <p>11 予防接種料 1件につき <u>220円</u>に使用薬剤の購入価格を加えた額に1.1を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。） ただし、公費対象予防接種の場合は、病院長は2割を限度として料金を増減することができる。 なお、新潟県の広域的個別予防接種で定められた額が2割を超える場合は、当該額を限度として料金を増減することができる。</p>

<p>12～17 (略)</p> <p>18 体外受精料 (1) 採卵 1件につき <u>67,490円</u> (2) 採卵、培養 1件につき <u>98,530円</u> (3) 採卵から胚移植まで 1件につき <u>122,640円</u></p> <p>19～25 (略)</p> <p>26 丸山ワクチン注射料 1回につき <u>240円</u></p> <p>27～34 (略)</p> <p>35 検査料 1件につき、<u>3,090円</u>に病院における検査委託金額(容器代等含む)に1.1を乗じて得た額を加えた額(10円未満は四捨五入する。)ただし、遺伝カウンセリングをした場合 11,000円を加える。</p> <p>36～41 (略)</p> <p>備考 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">10(3)</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">3,300円</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">算定した額に1.1を乗じて得た額 (10円未満は四捨五入とする。)</td> <td style="text-align: center;">算定した額</td> </tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table>	(略)			10(3)	3,300円	3,000円		算定した額に1.1を乗じて得た額 (10円未満は四捨五入とする。)	算定した額	(略)			<p>12～17 (略)</p> <p>18 体外受精料 (1) 採卵 1件につき <u>67,470円</u> (2) 採卵、培養 1件につき <u>99,370円</u> (3) 採卵から胚移植まで 1件につき <u>123,480円</u></p> <p>19～25 (略)</p> <p>26 丸山ワクチン注射料 1回につき <u>220円</u></p> <p>27～34 (略)</p> <p>35 検査料 1件につき、<u>3,070円</u>に病院における検査委託金額(容器代等含む)に1.1を乗じて得た額を加えた額(10円未満は四捨五入する。)ただし、遺伝カウンセリングをした場合 11,000円を加える。</p> <p>36～41 (略)</p> <p>備考 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">10(3)</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">5,500円</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">5,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3,300円</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">9,900円</td> <td style="text-align: center;">9,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">算定した額に1.1を乗じて得た額 (10円未満は四捨五入とする。)</td> <td style="text-align: center;">算定した額</td> </tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table>	(略)			10(3)	5,500円	5,000円		3,300円	3,000円		9,900円	9,000円		算定した額に1.1を乗じて得た額 (10円未満は四捨五入とする。)	算定した額	(略)		
(略)																															
10(3)	3,300円	3,000円																													
	算定した額に1.1を乗じて得た額 (10円未満は四捨五入とする。)	算定した額																													
(略)																															
(略)																															
10(3)	5,500円	5,000円																													
	3,300円	3,000円																													
	9,900円	9,000円																													
	算定した額に1.1を乗じて得た額 (10円未満は四捨五入とする。)	算定した額																													
(略)																															

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和4年4月1日以降の利用に係る料金から適用し、同日前の申込みに係る料金については、なお従前の例による。

新潟県病院局管理規程第5号

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月29日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程（平成12年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(手当の種類)</p> <p>第2条 手当の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 臨床工学技士業務手当</u></p> <p><u>(臨床工学技士業務手当)</u></p> <p>第9条 <u>職員のうち、臨床工学技士が次に掲げる業務をしたときは、臨床工学技士業務手当を支給する。</u></p> <p><u>(1) 体外循環装置（人工心肺）操作・管理</u></p> <p><u>(2) ペースメーカー植込み</u></p> <p><u>(3) 補助循環装置操作・管理</u></p> <p><u>(4) 特殊血液浄化</u></p> <p><u>(5) その他前4号に準ずる業務として病院長が病院局長と協議して定める業務</u></p> <p><u>2 前項に規定する手当の額は、1日につき1,000円とする。</u></p> <p>(再任用短時間勤務職員に支給される特殊勤務手当の額の特例)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(月額の手当の特例)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(実施に関し必要な事項)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～7 (略)</p>	<p>(手当の種類)</p> <p>第2条 手当の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(再任用短時間勤務職員に支給される特殊勤務手当の額の特例)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(月額の手当の特例)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(実施に関し必要な事項)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～7 (略)</p> <p><u>(応援診療手当の特例)</u></p> <p>8 職員が、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）第9条第1項に規定する正規の勤務時間中に市町村が施設（新潟県病院局組織規程第4条に規定する施設をいう。）以外で実施する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する業務に従事したときは、第6条及び特殊勤務手当に関する規則（平成12年人事委</p>

	<p>員会規則第6-224号)第40条の規定にかかわらず、特殊勤務手当として応援診療手当を支給する。</p> <p>9 前項の手当の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医 師</td> <td>業務に従事した日1日につき 35,000円(3時間に満たない場合 にあつては、13,000円)</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>業務に従事した日1日につき8,000 円(3時間に満たない場合にあつ ては、3,000円)</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	手当の額	医 師	業務に従事した日1日につき 35,000円(3時間に満たない場合 にあつては、13,000円)	看護師	業務に従事した日1日につき8,000 円(3時間に満たない場合にあつ ては、3,000円)
職員の区分	手当の額						
医 師	業務に従事した日1日につき 35,000円(3時間に満たない場合 にあつては、13,000円)						
看護師	業務に従事した日1日につき8,000 円(3時間に満たない場合にあつ ては、3,000円)						

附 則

この規程は、令和4年4月1日から適用する。

新潟県病院局管理規程第6号

新潟県病院事業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月29日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

新潟県病院事業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院事業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程（平成14年新潟県病院局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（電磁的記録の公開の方法）</p> <p>第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を病院事業管理者が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。<u>以下同じ。</u>）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 第1項第2号の規定にかかわらず、新潟県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年新潟県条例第83号）第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して公開請求があった場合であって、病院事業管理者がその保有するプログラムにより公開を実施することができるときは、当該電磁的記録を当該電子情報処理組織を使用して公開を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに複写させる方法により公開を行うことができる。</u></p> <p>別記 第2号様式（第3条関係） 意見照会書 (略) 新潟県病院事業管理者 (略)</p>	<p style="text-align: center;">（電磁的記録の公開の方法）</p> <p>第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を病院事業管理者が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付</p> <p>2 (略)</p> <p>別記 第2号様式（第3条関係） 意見照会書 (略) 新潟県病院事業管理者 ㊟ (略)</p>

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。



◎新潟県企業局訓令第3号

局 本 庁
事 業 所

新潟県企業局企業職員の安全衛生管理組織等を定める規程（昭和52年6月新潟県企業局訓令第6号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第14条 安全衛生会議は、次の各号に掲げる職員のうちから企業局長が指名した委員<u>15名</u>をもつて組織する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 安全衛生会議の<u>議事</u>は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。</p> <p>(衛生委員会)</p> <p>第18条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 衛生委員会は、次の各号に掲げる職員をもつて構成するものとし、委員の数は局本庁にあつては<u>9名</u>、発電管理センターにあつては7名とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>4 <u>衛生委員会の委員は、事業所の長が指名する。</u></p> <p>5 第14条第2項及び第3項の規定並びに第15条から第18条までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において、「<u>企業局長</u>」とあるのは「<u>事業所の長</u>」と、「<u>前項第1号に規定する委員</u>」とあるのは「<u>総務課長及び発電管理センター所長</u>」と、「<u>安全衛生会議</u>」とあるのは「<u>衛生委員会</u>」と、「<u>前条第1項第1号に規定する委員</u>」とあるのは「<u>総務課長及び発電管理センター所長</u>」と、「<u>総務課</u>」とあるのは「<u>総務課及び発電管理センター庶務課</u>」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>(組織)</p> <p>第14条 安全衛生会議は、次の各号に掲げる職員のうちから企業局長が指名した委員<u>13名</u>をもつて組織する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 安全衛生会議の<u>議長</u>は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。</p> <p>(衛生委員会)</p> <p>第18条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 衛生委員会は、次の各号に掲げる者のうちから<u>事業所の長が指名した委員7名</u>をもつて組織する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>4 第14条第2項及び第3項の規定並びに第15条から第18条までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において、「<u>安全衛生会議</u>」とあるのは「<u>衛生委員会</u>」と、「<u>前条第1項第1号に規定する委員</u>」とあるのは「<u>総務課長及び発電管理センター所長</u>」と、「<u>総務課</u>」とあるのは「<u>総務課及び当該事業所の庶務を担当する課</u>」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>

人事委員会規則

新潟県人事委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第2-117号

新潟県人事委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県人事委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則（平成14年新潟県人事委員会規則第2-80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(電磁的記録の公開の方法)</p> <p>第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を委員会が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 第1項第2号の規定にかかわらず、新潟県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成16年新潟県条例第83号)第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して公開請求があった場合であって、委員会がその保有するプログラムにより公開を実施することができるときは、当該電磁的記録を当該電子情報処理組織を使用して公開を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに複写させる方法により公開を行うことができる。</u></p>	<p>(電磁的記録の公開の方法)</p> <p>第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を委員会が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1870号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（規則第6-628号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前			
別紙様式第1（第6条関係） 住居届		別紙様式第1（第6条関係） 住居届			
(略)		(略)			
借家・借間 職員本人が居住する	(略)	(略)			
	住宅の種類	□借家□借間□まかない付下宿		住宅の契約面積	m ²
	(略)	(略)			
借家・借間 職員の配偶者等が居住する	(略)	(略)			
	住宅の種類	□借家□借間□まかない付下宿		住宅の契約面積	m ²
	(略)	(略)			
(略)		(略)			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1871号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則(規則第6-75号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第15条の2 一般職員給与条例第18条第7項及び市町村立学校職員給与条例第21条第7項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年条例第2号)第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第4号)第20条第1項若しくは市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第5号)第19条第1項の規定により休業をし、教育特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第15条の4第2項において「派遣等となった場合」という。)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第15条の4 (略)</p> <p>2 月の中途において派遣等となった場合(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)から開始する。</p>	<p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第15条の2 一般職員給与条例第18条第7項及び市町村立学校職員給与条例第21条第7項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年条例第2号。以下「外国派遣条例」という。)第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。)第20条第1項若しくは市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第5号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。)第19条第1項の規定により休業をし、教育特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第15条の4 (略)</p> <p>2 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、一般職員勤務時間条例第20条第1項若しくは市町村立学校職員勤務時間条例第19条第</p>

<p>3 (略)</p>	<p>1項の規定により休業をし、教育特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなつたとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。</p> <p>3 (略)</p>
--------------	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の通勤手当に関する規則第15条の2第1項第3号に規定する月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、一般職員勤務時間条例第20条第1項若しくは市町村立学校職員勤務時間条例第19条第1項の規定により休業をし、教育特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

新潟県人事委員会規則第6-1872号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（規則第6-470号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第2条、第3条関係） 特地勤務手当級別区分			別表第1（第2条、第3条関係） 特地勤務手当級別区分		
所在地	公署	級別区分	所在地	公署	級別区分
長岡市	<u>長岡警察署東谷駐在所</u> 柏崎警察署小国交番	1 級地	長岡市	柏崎警察署小国交番	1 級地
(略)	(略)		(略)	(略)	
十日町市	<u>十日町警察署吉田駐在所</u> 十日町警察署松代交番		十日町市	十日町警察署松代交番	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	糸魚川市	<u>糸魚川警察署榎駐在所</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
長岡市	(略) 長岡警察署蓬平町駐在所 <u>長岡警察署二日町駐在所</u>	2 級地	長岡市	(略) 長岡警察署蓬平町駐在所	2 級地
(略)	(略)		(略)	(略)	
糸魚川市	(略) 糸魚川警察署土塩駐在所 <u>糸魚川警察署榎駐在所</u>		糸魚川市	(略) 糸魚川警察署土塩駐在所	
(略)	(略)		(略)	(略)	
佐渡市	土木部技術管理課佐渡駐在所 <u>新潟地域振興局県税部佐渡収税課</u>		佐渡市	土木部技術管理課佐渡駐在所 <u>出納局管理課佐渡分室</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
魚沼市	小出警察署上条駐在所	魚沼市	<u>小出警察署入広瀬駐在所</u> 小出警察署上条駐在所		
(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	3 級地	(略)	(略)	
佐渡市	(略) 羽茂高等学校		佐渡市	(略) 羽茂高等学校	
<u>魚沼市</u>	<u>小出警察署入広瀬駐在所</u>	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)		
佐渡市	(略) 佐渡警察署赤泊駐在所	4 級地	(略)	(略)	
(略)	(略)		佐渡市	<u>佐渡警察署北立島駐在所</u> 佐渡警察署赤泊駐在所	
(略)	(略)	(略)	(略)		
佐渡市	<u>佐渡警察署北立島駐在所</u>	5 級地	佐渡市		5 級地

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 80%;"> 佐渡警察署松ヶ崎駐在所 佐渡警察署鷺崎駐在所 (略) </td> </tr> </table> <p>別表第2 (第2条関係) 準 特 地 公 署</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">所 在 地</th> <th>公 署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>東蒲原郡</td> <td>津川警察署白崎駐在所</td> </tr> <tr> <td>阿賀町</td> <td>津川警察署鹿瀬駐在所</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	佐渡警察署松ヶ崎駐在所 佐渡警察署鷺崎駐在所 (略)	所 在 地	公 署	(略)	(略)	東蒲原郡	津川警察署白崎駐在所	阿賀町	津川警察署鹿瀬駐在所	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 80%;"> 佐渡警察署鷺崎駐在所 佐渡警察署松ヶ崎駐在所 (略) </td> </tr> </table> <p>別表第2 (第2条関係) 準 特 地 公 署</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">所 在 地</th> <th>公 署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長岡市</td> <td>長岡警察署東谷駐在所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>東蒲原郡</td> <td>津川警察署白崎駐在所</td> </tr> <tr> <td>阿賀町</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(略)	佐渡警察署鷺崎駐在所 佐渡警察署松ヶ崎駐在所 (略)	所 在 地	公 署	長岡市	長岡警察署東谷駐在所	(略)	(略)	東蒲原郡	津川警察署白崎駐在所	阿賀町	
(略)	佐渡警察署松ヶ崎駐在所 佐渡警察署鷺崎駐在所 (略)																						
所 在 地	公 署																						
(略)	(略)																						
東蒲原郡	津川警察署白崎駐在所																						
阿賀町	津川警察署鹿瀬駐在所																						
(略)	佐渡警察署鷺崎駐在所 佐渡警察署松ヶ崎駐在所 (略)																						
所 在 地	公 署																						
長岡市	長岡警察署東谷駐在所																						
(略)	(略)																						
東蒲原郡	津川警察署白崎駐在所																						
阿賀町																							

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

新潟県人事委員会規則第6-1873号

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則(規則第6-492号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1 (第2条、第4条関係) へき地学校級別区分			別表第1 (第2条、第4条関係) へき地学校級別区分		
所在地	学校	級別区分	所在地	学校	級別区分
(略)	(略)	1級地	(略)	(略)	1級地
糸魚川市	根知小学校 <u>南能生小学校</u>		糸魚川市	根知小学校	
(略)	(略)		(略)	(略)	
魚沼市	須原小学校		魚沼市	<u>入広瀬小学校</u> 須原小学校	
(略)	(略)		(略)	(略)	
佐渡市	(略)	2級地	佐渡市	(略)	2級地
魚沼市	南佐渡学校給食センター <u>入広瀬小学校</u>		(略)	南佐渡学校給食センター	
(略)	(略)		(略)	(略)	
佐渡市	赤泊小学校	3級地	佐渡市	<u>高千小学校</u> 赤泊小学校 <u>高千中学校</u> (略)	3級地
佐渡市	内海府小学校 <u>高千小学校</u> (略) 内海府中学校 <u>高千中学校</u> (略)	4級地	佐渡市	内海府小学校 (略) 内海府中学校 (略)	4級地
(略)	(略)		(略)	(略)	
別表第2 (第2条関係) 準へき地学校			別表第2 (第2条関係) 準へき地学校		
所在地	学校		所在地	学校	
長岡市	<u>東谷小学校</u> 小国小学校		長岡市	小国小学校	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)		<u>糸魚川市</u>	<u>南能生小学校</u> (略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	
別表第3 (第3条関係) 特別地学校			別表第3 (第3条関係) 特別地学校		
所在地	学校		所在地	学校	
(略)	(略)		<u>長岡市</u>	<u>東谷小学校</u> (略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	

糸魚川市 (略)	下早川小学校 <u>中能生小学校</u> (略)	糸魚川市 (略)	下早川小学校 (略)
-------------	--------------------------------	-------------	---------------

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

人事委員会訓令

◎新潟県人事委員会訓令第1号

新潟県人事委員会事務局

新潟県人事委員会事務局事務決裁規程（昭和56年3月新潟県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前											
別表第4（第7条関係）	別表第4（第7条関係）											
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">係長専決事項</td> </tr> <tr> <td>(1) (略)</td> </tr> <tr> <td>(2) <u>届出及び報告を受理すること(軽易なものに限る。)</u></td> </tr> <tr> <td>(3) (略)</td> </tr> <tr> <td>(4) (略)</td> </tr> <tr> <td>(5) (略)</td> </tr> </table>	係長専決事項	(1) (略)	(2) <u>届出及び報告を受理すること(軽易なものに限る。)</u>	(3) (略)	(4) (略)	(5) (略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">係長専決事項</td> </tr> <tr> <td>(1) (略)</td> </tr> <tr> <td>(2) (略)</td> </tr> <tr> <td>(3) (略)</td> </tr> <tr> <td>(4) (略)</td> </tr> </table>	係長専決事項	(1) (略)	(2) (略)	(3) (略)	(4) (略)
係長専決事項												
(1) (略)												
(2) <u>届出及び報告を受理すること(軽易なものに限る。)</u>												
(3) (略)												
(4) (略)												
(5) (略)												
係長専決事項												
(1) (略)												
(2) (略)												
(3) (略)												
(4) (略)												

監査委員訓令

◎新潟県監査委員訓令第3号

新潟県監査委員事務局

新潟県監査委員事務局組織規程（平成18年3月新潟県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県代表監査委員 八 木 浩 幸

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(参事等)	(参事等)
第7条 事務局及び班に、参事、副参事、主査、 <u>専門員</u> 及び主任を置くことができる。 2 参事、副参事、主査、 <u>専門員</u> 及び主任は、上司の命を受けて、局及び班の事務を処理する。	第7条 事務局及び班に、参事、副参事、主査及び主任を置くことができる。 2 参事、副参事、主査及び主任は、上司の命を受けて、局及び班の事務を処理する。

◎新潟県監査委員訓令第4号

新潟県監査委員事務局

新潟県監査委員事務局事務決裁規程（平成18年3月新潟県監査委員訓令第4号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県代表監査委員 八木 浩 幸

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

改 正 後	改 正 前
（副参事の専決事項） 第6条 副参事の専決事項は、次のとおりとする。 (1) (略) <u>(2) 届出及び報告を受理すること（軽易なものに限る。）。</u> <u>(3) (略)</u> 2 (略)	（副参事の専決事項） 第6条 副参事の専決事項は、次のとおりとする。 (1) (略) <u>(2) (略)</u> 2 (略)

監査委員告示

◎新潟県監査委員告示第1号

新潟県監査委員が保有する行政文書の公開等に関する規程（平成14年3月新潟県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県代表監査委員 八木 浩 幸

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
（電磁的記録の公開の方法） 第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。 (1) (略) (2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を監査委員が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付 2 (略) <u>3 第1項第2号の規定にかかわらず、新潟県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年新潟県条例第83号）第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して公開請求があった場合であって、監査委員がその保有するプログラムにより公開を実施することができるときは、当該電磁的記録を当該電子情報処</u>	（電磁的記録の公開の方法） 第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。 (1) (略) (2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を監査委員が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付 2 (略)

理組織を使用して公開を受ける者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに複写させる方法により公開を行うことができる。

佐渡海区漁業調整委員会指示

◎佐渡海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、佐渡海区におけるかご漁業について、水産資源の繁殖保護並びに沿岸漁業の調和を図るため、次のとおり制限する。

なお、この指示の有効期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

令和4年3月29日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 山本 初子

かご漁業は、共同漁業権漁場内において営む場合及び新潟県漁業調整規則(令和2年新潟県規則第59号)第4条第8号の許可を受けて営む場合を除き営んではならない。

◎佐渡海区漁業調整委員会指示第2号

佐渡海区における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、次のとおり制限する。

なお、この指示の有効期限は令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

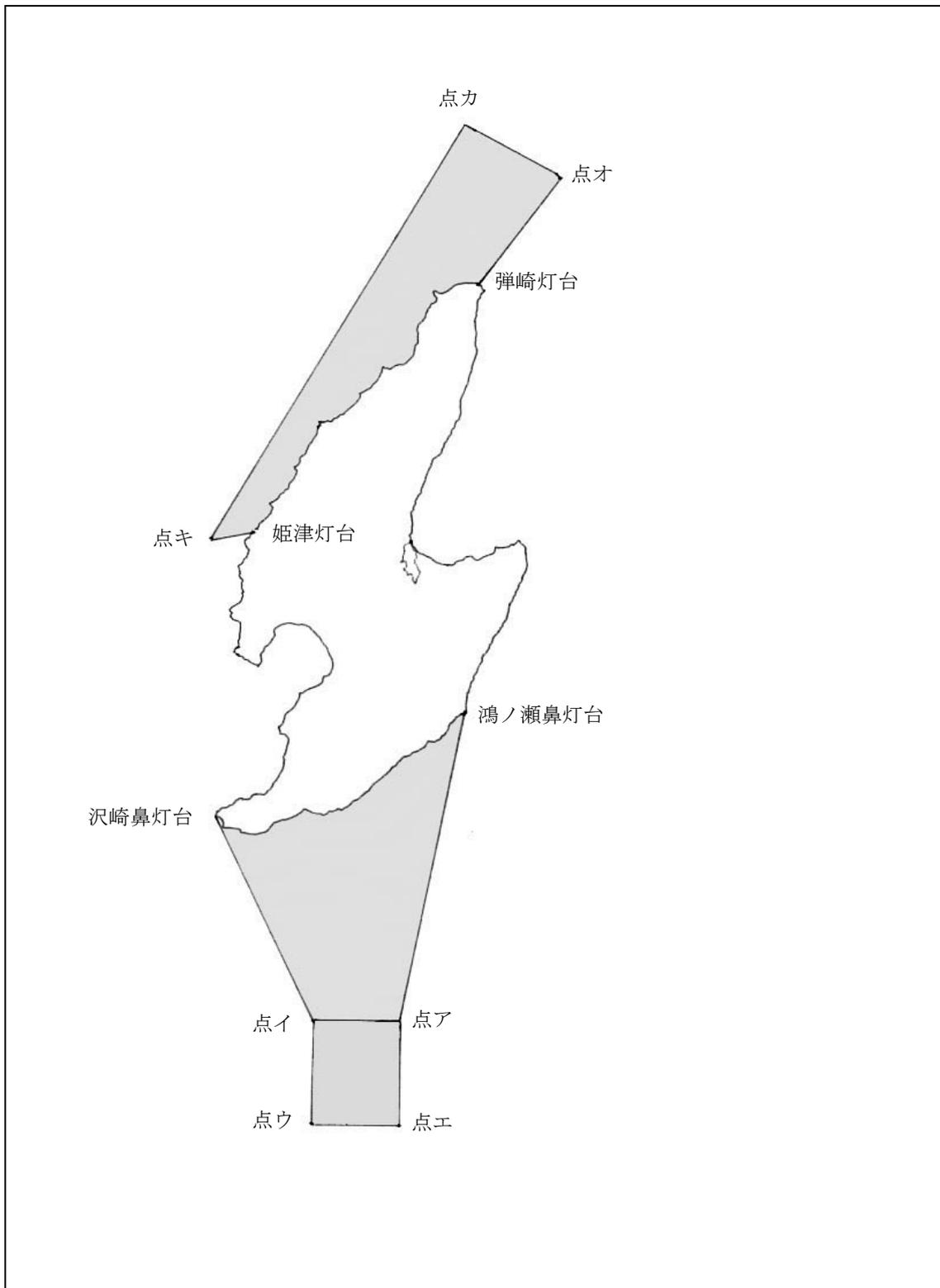
令和4年3月29日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 山本 初子

1 禁止区域	<p>(1) 加茂湖全域のまき餌使用禁止</p> <p>(2) コンクリート面で造成したいわのり漁場の周囲100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(3) わかめ養殖施設の周囲100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(4) 魚介類の蓄養、養殖施設の周囲100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(5) 下記範囲においては船釣りでのまき餌を禁止</p> <p style="margin-left: 20px;">① 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を結んだ線によって囲まれた海域のまき餌使用禁止</p> <p style="margin-left: 40px;">ア 北緯37度37.18分、東経138度25.81分</p> <p style="margin-left: 40px;">イ 北緯37度37.18分、東経138度19.81分</p> <p style="margin-left: 40px;">ウ 北緯37度31.18分、東経138度19.81分</p> <p style="margin-left: 40px;">エ 北緯37度31.18分、東経138度25.81分</p> <p style="margin-left: 20px;">② 佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点、次のア、イ、佐渡市沢崎鼻灯台中心点の各点を結んだ線および最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のまき餌使用禁止</p> <p style="margin-left: 40px;">ア 北緯37度37.18分、東経138度25.81分</p> <p style="margin-left: 40px;">イ 北緯37度37.18分、東経138度19.81分</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 佐渡市弾崎灯台中心点、次のオ、カ、キ、佐渡市姫津灯台中心点の各点を結んだ線および最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のまき餌使用禁止</p> <p style="margin-left: 40px;">オ 北緯38度26分、東経138度37分</p> <p style="margin-left: 40px;">カ 北緯38度29分、東経138度30分</p> <p style="margin-left: 40px;">キ 北緯38度05分、東経138度12分</p>
--------	--

	(6) 共同漁業権佐共第5号(佐渡市姫津地先)内の船だまり内のまき餌使用禁止
2 漁具制限	(1) 船釣りにおいてはまき餌かご、まき餌袋等を使用することを認め(ただし禁止区域あり)、直接海中に投じるまき餌を禁止 (2) 次の共同漁業権の区域においてはオキアミ以外のまき餌は禁止 1) 佐共第5号(佐渡市姫津地先) 2) 佐共第19号(佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び蕨場地先) 3) 佐共第37号(平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字北平沢、字南平沢及び字船場町地先) 4) 佐共第38号(佐渡市椿、羽吉及び平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字浜梅津地先)

佐渡地区 船釣りでのまき餌使用禁止区域



佐渡地区 オキアミ以外のまき餌禁止区域



内水面漁場管理委員会指示

新潟県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病まん延防止のため、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持ち出し及び放流等について、次のとおり指示する。ただし、採捕したコイを採捕した水域に再放流する場合を除く。

令和4年3月29日

新潟県内水面漁場管理委員会
会長 藤田 利昭

1 指示内容

(1) 持ち出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下、「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると新潟県内水面漁場管理委員会（以下、「委員会」という。）が指定した水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。以下、「持出禁止水域」という。）においては、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを持ち出す場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(2) 放流等の制限

ア 持出禁止水域へのコイの放流については、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを放流する場合を除き、コイを放流してはならない。

イ 持出禁止水域以外の公共用水面等へのコイの放流については、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを放流する場合を除き、PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応による検査をいう。）でコイヘルペスウイルス病の陰性が確認されたコイ群のコイでなければ、コイを放流してはならない。

ウ 公共用水面等においては、生死を問わず、コイを遺棄してはならない。

2 指示期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

新潟県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和4年3月29日

新潟県内水面漁場管理委員会
会長 藤田 利昭

1 指示内容

次に掲げる水産動物は、採捕した河川湖沼及びこれと連続する水域に放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合はこの限りでない。

(1) ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。）

(2) ブルーギル

2 指示区域

新潟県全域

3 指示期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

内水面漁場管理委員会公告

新潟県内水面漁場管理委員会公告

令和4年新潟県内水面漁場管理委員会指示第1号（コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限）に基づき、持出禁止水域を次のとおり定める。

令和4年3月29日

新潟県内水面漁場管理委員会

会長 藤田 利昭

- 1 阿賀野川水系の本流及び支川
- 2 鳥屋野潟

収用委員会告示

◎新潟県収用委員会告示第1号

新潟県収用委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程（平成14年3月新潟県収用委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県収用委員会 会長 砂田 徹也

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）を加える。

改正後	改正前
<p>(電磁的記録の公開の方法)</p> <p>第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を知事が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 第1項第2号の規定にかかわらず、新潟県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年新潟県条例第83号）第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して公開請求があった場合であって、委員会がその保有するプログラムにより公開を実施することができるときは、当該電磁的記録を当該電子情報処理組織を使用して公開を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに複写させる方法により公開を行うことができる。</u></p>	<p>(電磁的記録の公開の方法)</p> <p>第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を知事が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付</p> <p>2 (略)</p>